

平成28年第3回京丹波町議会定例会（第3号）

平成28年 9月 8日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 坂 本 美智代 君

2 番 東 まさ子 君

3 番 森 田 幸 子 君

4 番 篠 塚 信太郎 君

5 番 山 田 均 君

6 番 山 内 武 夫 君

7 番 山 下 靖 夫 君

8 番 原 田 寿賀美 君

9 番 山 崎 裕 二 君

10 番 村 山 良 夫 君

11 番 岩 田 恵 一 君

12 番 北 尾 潤 君

13 番 梅 原 好 範 君

14 番 鈴 木 利 明 君

15 番 松 村 篤 郎 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町	長	寺	尾	豊	爾	君					
副	町	長	畠	中	源	一	君				
参	事	伴	田	邦	雄	君					
参	事	山	田	洋	之	君					
総	務	課	長	中	尾	達	也	君			
監	理	課	長	木	南	哲	也	君			
企	画	政	策	課	長	久	木	寿	一	君	
税	務	課	長	松	山	征	義	君			
住	民	課	長	長	澤	誠	君				
保	健	福	祉	課	長	大	西	義	弘	君	
子	育	て	支	援	課	長	津	田	知	美	君
医	療	政	策	課	長	藤	田	正	則	君	
農	林	振	興	課	長	栗	林	英	治	君	
商	工	観	光	課	長	山	森	英	二	君	
土	木	建	築	課	長	山	内	和	浩	君	
水	道	課	長	十	倉	隆	英	君			
会	計	管	理	者	下	伊	豆	か	お	り	君
瑞	穂	支	所	長	山	内	善	博	君		
和	知	支	所	長	榎	川	諭	君			
教	育	課	長	松	本	和	久	君			
教	育	次	長	川	寫	勇	人	君			

6 出席事務局職員（3名）

議	会	事	務	局	長	堂	本	光	浩
書	記	西	野	菜	保	子			
書	記	山	口	知	哉				

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして、皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第3回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番議員・岩田恵一君、12番議員・北尾潤君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、岩田恵一君の発言を許可します。

岩田君。

○11番（岩田恵一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

岩田でございます。よろしく申し上げます。

9月に入りまして、これから秋の収穫の本番でありますし、実りの多い年になってほしいなというふうに願っているところでございます。

今朝からちょっと雨が、台風の影響でか、降りまして、大変、影響がなかったらいいのかなというふうに思っておりますけれども、今年の台風は異常な動きをいたしますし、また、異常とも思えるぐらいの今夏の暑さ、まだまだ暑さは続いておりますけれども、改めて気象の変化、状況も人間社会と大きな密接関係にあるというふうなことも思い知らされる年でございます。

さて、9月定例会において、先般も方向性が示されましたが、本年度は次の5年、10年先を見据えたまちづくりの姿を描き、安定的な住民福祉のさらなる向上につなげていくための指針となる、第2次京丹波町総合計画が策定される年度となっています。より、確実に実践できるものとなるよう、慎重審議を重ねられ、でき上がることを期待しているものでございます。

まずは、合併特例期間の段階的縮減によりまして、今後、普通交付税措置が段階的に縮減されることとなりますことから、一層の財政健全化が急務でございます。

しかし、その一方では、今後ますます少子高齢化社会に対応した福祉の向上、充実とともに、住民の皆さんが安全で安心・安定した暮らしができる京丹波町としての行政運営が求められるというところでございます。

行政と議会が一層町の揺るぎない将来のために一緒になって汗をかいていくときだと思えますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、今定例会におけます私の一般質問を通告に従いまして行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、農業振興対策についてでございます。

農業が主産業である本町では、農業を高齢者農家が支えているのが現状だと思っています。

その中で、担い手問題や耕作放棄地の拡大懸念、加えて有害鳥獣被害など、農業環境を取り巻く状況は、日々悪化の一途にあるのではないかと危惧する1人でございます。

とりわけ中山間地域での今後の5年先、10年先を予想した場合、継続して農地を保全・経営できる農家は大幅に減少していくのではないかと心配いたしますし、今こそ基幹産業であります農業の将来像を、農家・集落・各団体あわせて行政も一丸となって考える時期に来ているのではないかと思います。

米価の下落、小規模経営農家での後継者や、むしろ担い手があっても農業はさせたくない、自分の時代で耕作はしない、行き着くところは集落内での耕作者を探すのか、また、今あります農地バンクを利用するのか、また、先進的な集落では、集落型農業生産法人による経営を模索するなど、岐路に立たされているのが今だというふうに考えますし、大事な時期に来ているんじゃないかというふうに思っています。

そこで、まず国は農地を集約して大規模な農業経営を目的とする農地バンク、いわゆる農地中間管理機構の利用を促していますが、現状における本町での利用状況について、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

平成26年度から始まりました農地の中間管理事業によりまして、本町では15の集落において、延べ166名の方から農地の貸付希望登録が実施されました。その総面積ですが、約53.6ヘクタールであります。

そのうち、担い手が借り受けることとなり、配分されました農地は153名分であり、その面積が約50.3ヘクタールであります。

また、地域の農地と担い手に関する将来への課題を解決するための計画である京力農場プランに基づきまして、5地域において、集積・配分されました面積は、約47ヘクタールであります。

今年度におきましても、本事業を推進し、農地の貸付希望登録の受付を随時行っております。

また、借受希望者の公募につきましては、7月の公募に続いて10月にも実施される予定となっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 今ちょっと聞かせていただいて、意外と、166名で53.6ヘクタールのうち153名の方が、50.3ヘクタールを借りておられるということで、結構あるもんだなというふうに思ったところでございます。

農地バンクの利用は大きな伸びが期待できないというような指摘もある中で、結構行ってるなというふうに思います。

実際、貸し出す農家が逆に思うように増えない状況にあるというふうに報じられていますし、農地バンクを介した貸し借りも、平地が多いということで、本町のような中山間地域は耕作しにくいと、その背景には農地よりこののり面が結構、高岸であったりとか、のり面が多いということで、そういうことの要因から、効率のよい平地を借りたほうが都合がよいということになるんかというふうに思うんですけども、そうしたことで、なかなか中山間地域での農地バンクの利用というのは、なかなか上がらないというような実績になるというふうに聞いてたんですけども、中山間地域では借り手が欲しいという声が強いのというのが実態だというふうに思うんですけども、逆に借り手が見つからないというケースが多いというふうに言われています。

先ほど聞きましたら、ほとんど充足しているんやないかというふうに思いますけども、逆にちょっと残っている部分について、本町での若干の問題点というか、課題点があったら、

お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 農地中間管理事業におけます本町での課題点でございますけれども、先ほど議員が申されましたように、やはり中山間地というところで、貸付者のほうにつきましても、山間の農地を貸付希望で預けはるんではございますけれども、なかなかそういうところについては、借受者が見つからないというような状況でございます。

やはり、ご指摘のとおり、中山間地で農業での維持管理面にかかる草刈り作業等の経費、また、作業が大幅にその分とられてしまうというところから、担い手になかなか集積をしないというのが本町の課題であるというように考えております。

今後につきましては、そういった農地をいかに、どのように使っていくのかというところを、農業技術者会、関係団体、行政、それから京都府等も含めまして、いろいろと検討をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） そういう実態があるんだろうなというふうに認識をいたしております。

逆に農地の、農地バンクによる集約が進まない一因として、農地の貸し渋りも指摘されているというふうに聞いております。

これも一律的な、公募選定が一つの要因やないかというふうに思います。農地を貸し手が、借りるほうが、誰がつくてくれはるんや、きちっとやってくれはんのかというのが、顔が見えへんというところがあるというふうに思うんです。

この人やったら頼めるけど、この人やったらちょっとかなんなというところもあるんやないかというふうに思うんですけれども、そういう農家の不安いうか、そういう、抱く農家もあるというふうなことも指摘されております。

借り手の顔が見えるような柔軟な制度設計、先ほども言いましたような、借り手が見えるような形に、ならんかというふうなことも必要ではないかというふうに考えますけれども、担当課としてどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 農地の利用でございますけれども、やはり、議員がご指摘のとおり、預けるだけで、誰が借りてもらえるかわからないというような状況では、なかなか出しにくいような状況もあるのかなというふうに把握はしておるところでございます。

そうした中で、京力農場プラン、地域の将来を考える京力農場プラン等の推進によりまして、借り手が見えてくるようなことになってくるのではないかとこのように担当課のほうでは考えておるところでございます。

また、この本制度におきましては、一定、貸し借りの状況がはっきりした状態での事業の活用という部分もございます。そうした中で、担当課といたしましても、集落内での、まずは集落内で誰か借りていただける方を探す。また、近隣の集落で借りていただく方、また、最後には町内で誰かがやっていただけないかというようなことも広報もしながら、取り組んでまいりたいというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） そういうことで、活用が進んだらいいかなというふうに考えております。

できるだけ農地を有効に活用していただける方向になればなというふうに考えていますので、また、よろしくお願いいたしたいというふうに思います。

それから、二つ目ですけど、集落型農業法人なり、認定農業者の現状について、お尋ねをいたしたいと思います

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 認定農業者は46経営体で、そのうち4経営体が集落型の農業法人となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 農地の集約化ということにつきましては、私どもの集落でも、先ほど課長が言われましたように京力農場プラン、これを利用しようかなというふうに思ってますけども、小規模農家ならではの悩みとか、今後の方向性について、大きな不安を抱く中におきまして、どう農業を守っていくのか、耕作放棄地を防ぐためには、経営の効率化を図ってはどうかとか、息子には農業をやらせたくない、採算性がとれない、もう誰か作ってほしいと、先ほどの農地バンクを利用されてもいいんですけど、なかなか相手が見えないというところ、集落内での耕作者を探すというような状況もあります。

そういったさまざまな農業の将来像について、いろいろな議論を交わし続けているところでございますけれども、そうした場合、行き着くところは、農地バンクの利用か、それとも、集落型営農組織による経営しか道がないというふうに思うんですけども、それには、農地の

集約化とともに、それぞれが所有する、現在持っています農機具の集約も必要で、大型機械化とか、新型機種を導入による経営の効率化を図ることが必要だと、誰しもが考えているところでございます。

それには、現状、補助制度では、私の区での例に見ますと、3分の2程度の自己負担をせざるを得んということで、それと合わせて人的確保をどうしていくのか、などの大きなリスクも伴うことから、敬遠する農家も見受けられるのが現状の課題でございます。

町としても、活力あるまちづくり、安定した基幹産業を守り、育てるという観点からも、補助制度の充実を図るべきと考えますが、いかがお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これまでどおり、国や府、町の補助金制度の中で、有利な補助率の事業を活用したいと考えているところです。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 組織的営農制度の利用について、適切なアドバイスを今後とも一つよろしくお願ひしたいというふうに思いますし、できる限り応援できるような態勢を整えていただきたいというふうに思っております。

それと、丹波、瑞穂、和知、3地域、それぞれの農業形態も異なりまして、また地形的にもさまざまな制約を受けた中での経営という中で、それぞれの地域での集落の課題、問題点など把握されていることがあれば、お聞かせをいただきたいなというふうに思うんですが、なければ結構でございます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） それぞれの地域におきまして、現在も農家組合単位でありますとか、また、営農組織の立ち上げをいただいて、経営をいただいておりますところがございます。

また、経営の部分だけではなくて、そういった営農組織については、自分たちの地域は自分たちで守るんやという意識のもとで立ち上げられた組織がほとんどかというふうに思っているところがございます。

それぞれ各地域におきましては、やはり京丹波町ですので、中山間地域直接支払制度、また、多面的機能支払制度を、うまく活用いただいて、集落の施設等の維持管理に努めていただいておりますというふうなことでございます。

そうした中で一番の課題は、営農組織におきましても、次の担い手が課題になっておると

というようなことで、それぞれの地域においても、次の担い手の確保を一番危惧されておるところでございまして、そういったところにつきましても、担当課として集落の方と話をしながら、こういった事業がありますよという紹介等も進めながら、現在、執り行っておるといような状況でございます。

また、いろいろと事業のご相談につきましては、農林振興課のほうに尋ねていただいたらというように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） そういった言葉をかけていただくのはありがたいんで、できるだけそういう声を各集落に届けていただきたいなというふうに思っております。

今、課長からありましたように、自分たちで守るんやと、農業は。その精神だというふうに私も思います。

農業は地域の伝統文化とか風習と密接に結ばれた中で営まれてきたという経緯もございまして、その地に住居を構えていれば、農事組合とか農家組合などの組織員としての役割分担もありますし、一概に経営放棄するとは言えへんというような状況もあったり、そういうことの状況にもあるんじゃないかというふうに思っています。

先祖代々の土地を守っていかんと仕方ないということとか、地域に迷惑かけるから耕作放棄はできないとか、採算性はもう二の次、度外視しても作らなしゃあないというような農家、それに加えて、農家の跡取りとしての役割を果たさないかんというような面からの農業経営が実態でないかというふうに思います。

本年度作成されます町の総合計画の中の基幹産業であります農業施策が筆頭に掲げられておりまして、町としても自給自足的循環社会の構築に向けての取り組みが進められている中におきまして、中山間地域における今後の農業経営のあり方について、行政としての役割と方向性について、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 持続可能な力強い農業を実現するため、高齢化や後継者不足、あるいは耕作放棄地の増加など、農業をめぐるさまざまな課題について、それぞれの地域で話し合い、将来の地域農業のビジョンを描く京力農場プランの作成を支援してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 最終的には、持続可能な農業になるのが一番でございますし、その

ために行政としても力をぜひお貸しいただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、2番目の、高齢者貧困対策についてでございます。

社会経済状況の変化の中で、格差社会が広まったと言われる今日、ここ5年間で生活保護受給世帯は160万世帯を超えたとの調査結果がございます。

そのうち、65歳以上の高齢者世帯が初めて5割を超えまして、単身世帯を中心とした高齢者の貧困が受給者を押し上げたとあります。

公的年金給付額は下がる一方でございまして、国民年金のみの給付に頼っている高齢者にとっては、日々の生活で精いっぱいではないかと考えます。

地域を支えてこられた高齢者の皆さんが、安心して生活できる行政サービスの充実が一層求められているところでございます。

本町での生活保護世帯における高齢者の割合はどうか、また、その世帯数について、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町における本年8月1日の時点での生活保護の被保護世帯数は116世帯で、そのうち高齢者のみ世帯数は71世帯であり、世帯に対する割合は61.21%となっております。

また、全ての被保護者数に対しまして、高齢者の割合は57.82%となっております。以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 本町でも大変高いと、半分以上が高齢者の世帯だというふうな実態だということでございます。

最近、高齢者の貧困問題とか、下流老人とかの言葉を、最近よく耳にするんですけども、これまで過去にそうした言葉すら聞いたことなかった中で、深刻なことになっているのかなというようなことを痛感する次第でございますし、一つには社会保障費の増大とかが大きな要因の一つでもあるのかなというふうに思っております。

また、年金給付も一律65歳給付となりまして、それまでは働かなくてはならないと、むしろ国は再雇用ですとか、定年延長で、働きなさいと言っている中で、60歳を超えますと、低賃金、要は60歳を超えますと、逆に職も限られておりますということで、なかなか職につけないと、そういった実態もありますし、そうした声もよく耳にいたします。

そうしたことから、どうしても生活保護を受けなければ生活が成り立たない、そういう

ケースもあるのではないかというふうに思われます。

先ほども50%を超えてるというようなことで、生活保護を受けなければならない理由とは何かなど、実態として把握されていることで、差し支えのない範囲で、お答えいただけることがあれば、お聞かせいただきたいというふうに思っていますし、また、逆に言うたら、本町におけるその不正受給の事例、そういった実態があったんかどうかについても、お聞かせいただければありがたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） ただいまの実態でございますけれども、それぞれ理由はあるかと思いますが、やはり、仕事の関係とか、また、病気等によって仕事ができないとか、先ほどからも出ておりますように、やはり、高齢者の方が年々増えてきておるといふようなあたりが原因かなというふうに考えております。

それと、不正受給の関係でございますけれども、ご承知のように本町の場合は京都府がこの生活保護の支給決定なり、事務をするわけですが、そちらからは現在のところそういったことは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） なかなか大変だなというふうに思っておりますし、高齢者の実態というのはなかなか、いろいろ範囲が広いなというふうに思いました。

そこで、高齢者にとって生活の足としてバスを利用しなければ、買い物とか通院などもできない地域にお住まいの方々にとりましては、町営バスの存在は大変意義深いということでございます。定期的に利用されているの方々にとりましては、国民年金だけでの生活の中からバス料金を負担しなければならないのは大変つらいとの声も耳にいたします。

全ての方を無料にするというのはなかなか難しいんですけれども、そうした方々への無料化とか、減免するお考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高齢化が進行する中で、高齢者の経済的負担の軽減という観点からの公共料金のあり方について、今回のような要請あるいは議論の場も増えてくると考えております。

町営バスは、高齢者、児童・生徒を中心に利用いただいているところでありまして、バス料金はバス運行のための貴重な財源となっております。

したがって、ご質問の件は、重要な課題と認識しておりますが、現時点でバス料金の

無料、減額は考えておりません。

バス利用者から料金をいただくことによって、利用者一人ひとりが本町の公共交通である町営バスを支えていただきたいとも思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） できる限りの支援ということで、例えば、一定額の定額料金にするとか、そういう考え方もあろうかというふうに思いますので、ぜひ、検討をいただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

それから、次の子育て支援対策についてでございます。

少子高齢化は日本の歴史をも変えていくというような懸念もございまして、大きな社会問題でございます。政府においても種々の施策を講じているものの、抜本的な特効薬がないというのが現状でございます。

子どもは将来の町を支える宝でもございます。子どもたちが夢と希望を持てるまちづくり、健やかに育てる環境づくりの中で、若者が定住しやすく、若い世代が安心して生み育てられるまちづくりを推し進めていかなければなりません。

3月にも聞かせていただいたんですけど、本当に小学校の統廃合によりまして、特に瑞穂地域なんかは、4つが1つになったというようなことで、これは行政サイド、いろんな方向性の中で決定したところで、致し方ないところがあるんですけども、子どもたちには何の罪もないのか、責任もございませんし、また、同じ学校に通うのに、同じようなレベルなのか、同じような中で通学をさせるというのが、むしろ当然だというふうに思いますし、なぜ遠い集落の子どもたちだけが負担を強いられるのかというようなご意見も聞かせていただきます。

そうしたことが、逆に地域に住みにくくするというようなことも、逆に言うたらありますし、また、中心部以外では、ますます子どもを生み育てる環境が、中心部に比べたら低くなるというようなことで、その裏返しは不便だということも懸念をいたしております。

金額的なこと言うたらあれなんですけど、大体、1,000人おっても、500円やったら6,000円の、60万円弱ですかね。全額ね。何とかならないかというようなことでございますし、検討されるということでございましたけども、教育長の検討結果について、今まだ検討中であればあれですけども、お聞かせいただきたいなというふうに思っています。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 3月議会でそのようなご質問もいただき、この間府内、まず府内の状況等を調査するというので調査してまいりました。

その結果、府内のほとんどの学校におきましては、いわゆる専用のスクールバス方式をとられているのがほとんどであります。

したがって、そこではバス等は一部負担金の徴収はされておりませんでした。

また、一部公共交通機関等を利用する区間、そういうところにおいても、その負担分については、その当該市町村が負担をしているというのが、この間の調査の結果でありました。

したがって、本町におきましても、今後、小・中学校のバス通学利用に係る一部負担金を徴収しない方向で、ただ財源の問題もありますので、そうした財源の確保も含め、さらに検討を進めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） ありがとうございます。大変前向きな発言ということで、受け止めさせていただいております。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから二つ目、保育料の関係でございます。

現状、第3子以降の保育料は無償化と、これも京都府の支援もございまして、あるんですけども、これは、所得制限なしに第2子以降を無償化する考えはないかについて、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今年度におきましては、国の施策において、幼児教育無償化を段階的に進めるために、多子世帯の保育料軽減策としまして、年収約360万円未満相当の世帯について、第2子半額、第3子以降無償となりました。

また、ひとり親世帯等については、さらに軽減措置が拡大されております。

所得制限を設けない第3子以降無償化事業を初め、出産祝金の支給やチャイルドシートの購入助成、高校生までの医療費助成等の実施により、経済的支援の充実にも努めており、現時点では所得制限なしの第2子以降無償化については、考えておりません。

しかし、平成27年度の子ども子育て支援新制度施行時に、保育所利用料の見直しを行いましたので、施行後の状況を検証し、近隣市町の動向も踏まえ、今後、全体的な見直しを検討する必要があると認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） ぜひ、全体的な見直しを含めて検討いただきたいというふうに思いますし、先般、テレビやったかな、ちょっとびっくりしとったんですけど、同じ関西で明石市やと思います。全て無償化したというようなことを聞いたと、ちょっとうそかほんまか、記憶が定かでないんですけど、何かそんなことを言うておりました。

自治体によっては、そんな思い切った制度もされるところがあるんやなど、大変そら費用面では結構な財政の投資も必要でございますけども、自治体でもそんな制度、国とか県に先駆けてやってる自治体もございますので、やる気さえあれば、多少なりとも軽減対策ができるというふうに思いますので、ぜひ、前向きなご検討をいただいて、若い世代が安心して、またこの地に住居を構えて、保育園に行かし、小学生、義務教育機関に安心して行かせるような制度設計になりますように願って、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、岩田恵一君の一般質問を終わります。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） 2番、東です。

それでは、ただいまから、平成28年第3回定例会における、私の一般質問を行います。

まず最初に、まちづくりについて、丹波地域開発株式会社について、お伺いをいたします。

第三セクターである丹波地域開発株式会社については、26年度に6億700万円の経営支援を行いました。

そこで、この間の会社の経営努力及び財政状況、例えば、テナント料の賃料、共益費、未収入金、借入金、借地費などについて、また、町民への波及効果について、町長はどのように判断というか、どのような見解をお持ちになっているか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 会社から受けています報告ですが、昨年度賃料の値下げを実施し、テナントの経営環境も改善されつつあり、こうした賃料改定と合わせまして、借地料見直しの交渉や未収金対策も進められたところであります。

また、金融機関からの借入金については、計画どおり返済されておまして、平成28年3月末、借入金残高は9,584万円となっております。

地域波及効果については、現状見てもらったらわかっていただけたと思いますが、波及効果が及んでいるというふうに思っております。

また、マーケスについては、運営協議会が開催されまして、町内外のさまざまな立場の委

員さんから有意義な意見、あるいはアイデアが出されたと聞いております。

今後、会社では、協議会で得られた意見やアイデアを精査し、短期的、あるいは中長期的に取り組む施策へと整理し、進めていきたいというふうに報告があります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） いろいろ答えてはいただきました。

例えば、テナント料の見直しであります。見直しをされたということですが、具体的にはどのような見直しとなっているのか、お聞きをいたします。

また、共益費については、先ほど、9月の2日でしたか、いろいろとこの丹波地域開発株式会社の質疑も資料をいただいたところでありますが、共益費については、本来かかっている費用部分、これはテナントに、各テナントに按分して充当するのが原則だと思いますけれども、テナントへの請求の納付額と、経費で落ちている一般管理費のところでは落ちている数字に差があるのは、どういうことなのか。

また、未収金についても、改善されているということではありますが、賃料を下げ、当期のそういう未収金は発生しているということにはなっていないのか、改善できているのか、お聞きをいたします。

テナント料もどのぐらい改善、見直しされたか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず1点目の賃料の改定でございますけれども、この点につきましては、各テナントさんとの交渉を会社がされまして、それぞれご努力をいただき、おおむね3,000万円程度の、共益費も含んでおりますけれども、賃料の改定が実現されたところであります。

また、共益費の差額の方でございますけれども、これ、開業以来一定の算出根拠に基づいてされたものであります。建物や設備にかかわる将来的、あるいは突発的な修繕ということも、当然必要かというふうになってきますので、そういうことも含めて開業以来の算定額に基づいて、現在もされているものということで、若干の差異が出ているということでございます。

それから、未収金でございますけれども、全協でも報告させていただきましたが、長期的といえますか、そういうものの性格的なものがほとんどということでございます。

それぞれの単年度の部分についての未収金は、新たには発生をしていないということでございます。

そしてまた、これまでの未収金については、会社もそれぞれの該当の方とお願いもされまして、少しずつではありますけれども、改善の兆しが見えているということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 共益費については、将来的なそういう発生する費用を見込んでということではありますが、そしたらその分については、例えば預金みたいな形で残っているのか、お聞きをしておきたいと思います。

そうでなければ、各テナントへの負担が大変厳しい状況の中で、割り当てられてきたことになって、そういったことから、退店されるような、そういうテナントの経営が苦しくなったというようなことにもつながっていくのではないかと思いますけれども、それはどういう状況になっているのか、お聞きをします。

また、借入金であります、これは24期、6,583万2,000円の返済をされて、あと残りが9,584万円というふうに今お聞きしたところでありますが、これは今後返済額はどのように推移するのか、完済の時期はいつなのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、運営協議会をもって、いろいろと意見を聞いて、よりよくなるようにいろんな意見を聞いたということではありますが、主に短期・中期・長期と取り組んでいくんだということではありますが、特徴的なことがありましたら、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、共益費につきましては、そんなに額的に、預金として貯めていくほどの額ではございませんでして、若干の修繕が生じた場合に対応するぐらいの額ということで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、借入金の今後の推移でありますけれども、最終的な借入金終了しますのが平成33年ということになっております。一番ピークが平成27年、28年ということですので、今年度28年度が、このピークを過ぎますと、かなりの償還の額が毎年減ってくるということですので、さらに経営の安定化が図れるというふうに見込んでおられるところであります。

また、運営協議会ですけれども、さまざまなご意見をいただいております。特に、委員さんの中にも数名女性の方もいらっしゃいますので、ある意味では女性の視点で、マークスをどのようにしていくのかというような、活発的なご意見もいただいております。

特に、成果といたしましては、町とタイアップいたしまして、協議会では特に買い物支援が、とりあえずすべきやないかという意見がかなり出ましたので、そういう意味では、今年の秋からマークスに委託をいたしまして、マークスが中心になって、買い物支援バスをされるということが大きなことだろうというふうに思っております。

あと、特徴的な意見としては、もう少し子育ての方々同士の意見交流をするようなスペースが必要ではないかというような意見もありましたし、そういう部分についても、会社も経費のことも含めまして、今、検討をされているということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 買い物支援バスについては、予算化のときにもいろいろとお聞きをしたわけでありましたが、社協に委託をしてということでありましたが、今回は秋よりは会社を中心になってということでありますが、これはまた内容がこれまでの考え方と違っているのかどうか、お聞きをいたします。

それから、借入金で、じゃなくて、借地費でありますけれども、これも今、町長のほうからありましたけれども、具体的には借地費についてはどういうふうになっているのか、24期の借地費でありましたら、合計で2,075万3,960円の借地費でありますけれども、これは町、それからほか2件ありますけれども、どのようなことになっているのか、内容になっているのか、具体的にお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 買い物支援につきましては、変更は生じておりません。

当初から、町と丹波地域開発の間で、そういう運行をしていこうということで、協議を進めてきたものでありまして、当初の予定どおりで実施をするということでございます。

それから、借地料につきましては、それぞれお借りをしている分でありますので、個別、具体的なことは申し上げることは差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

ただし、賃料の改定と合わせまして、借地料についてもかなりご努力をいただいたということになっておりますので、借地料は以前からいたしますと、かなりの額が減額をさせていただいたということになっているところであります。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 先ほどの共益費ですけれども、余り大きな金額ではないということでありましたが、24期でありましたら1,000万円近く、その以前も、23期もそのぐらい違うのではないかなというふうに、ちょっと計算したら、ということですが、それについて、もう一回お聞きしたいのと、それから、借地費であります、町は563万4,200円で借地をしているということでありまして、残り1,500万円余りがほかの方の借地料ということになります、やはり、この6億700万円の公金投入の理由としては、土地が高かったということで、それを大きな理由とした公金の投入でありましたので、地価も今下落しておりますし、町が土地を購入したのも実勢価格というか、そういう簿価ではなしに、実

勢価格で購入したいという経過もありますが、そういう努力をいただいたということではありますが、やはり、はっきりとそういう金額いうのはお聞きする、お聞きいうか、お答えいただくのが、町民に対する、そういう大切なことではないかなと思うんですが、どのようにお考えになっているか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 共益費については、私どもの会社からいただいている資料に基づきますと、先ほど答弁をさせていただいたとおり、そんなに差額が生じているものではないというふうに認識をしております。

それから、借地料の、もう少し個別、具体的ということですが、これはやはり個人的な、個人と、もしくは会社との契約に基づいてされているものであります。そのことで、町が公にすることは、差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 個別、具体的には差し控えるということではありますが、町の借地費を全体の借地費から引いたら1,580万円余り残るということで、それを単価に割りかえ、振りかえると、町の借地費と比べて4倍ぐらいのその差があるというふうになりますが、そうした町有地とのこうした差額の整合性というものは、どういうふうに考えておられるのか、町長は大株主でありますので、こういう数字を見られて、町として、町の執行者として、どういうふうに受け止めておられるか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっとようわからんで、もう一回質問してもらえますか。済みません。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 個別、具体的な数字は差し控えるということではありましたが、町の借地費ですね、年間の。それが563万4,200円ありますので、決算の資料にあります借地費の2,075万3,960円から、その町の563万4,200円を引いたら、1,511万9,764円ということになりますが、これはほかの皆さんのその面積でざっと割りますと、1平米あたり1,587.89円になって、町の394円と比べましたら、4倍ぐらいの差がありますが、これのそういう整合性というものは、大株主の町長として、どのように認識いうか、受け止められているのかということをお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それ、そういうご質問でしたら、株主としては、やっぱり経営者が株

主総会に諮って、承認いただいている経済行為なので、私ごとやかく、大株主として、51%以上持ったたら、ある程度、こうしたほうがよいん違うかということになるんですけど、50%割ってる会社に対して、とやかく言うても仕方ないなというふうに思います。

一般論として、ちょっと話させてもらいますと、非常に不便なこと、非常に利便のあることとの差はあると思います。

例えばそれ、会社が、推測ですけど、蹴ったら、そんな高いのやったらよいわっていうて、東さんは、東議員さんは、高いんやないかという意味でご質問なさってるわけで、それ要らんわっていうて、会社の経営が成り立たなんたら困るんで、多分そういう話し合いが成立してるんやないかというふうに推測します。高い安いでいうたら。

ねえ、そうですやん。入り口のよいとこずっと持つとる人と、奥のほうある人と、それは単価違って当たり前やないかというふうに私は考えているということです。

仮に、ほんならもう決裂して、高いと思わはんだっただらですよ。高いと思わはんやったら、断って、あとの経営が成り立たんようになつたら、やっぱり、出店者は非常に困らはるといふことになりますね。そういう説明してるの、理解してもらえますか。

そういうことでね、共益費のこと、幾分誤解なさってるんじゃないかなと思うんですけど、共益費というのは、出店者にかかわる賃貸契約している部分以外の通路とか、あるいはコミュニティホールとか、そういうところを維持管理するための費用ですよ。将来に向かってとかいう意味は全然含んでませんので、多少そういうことも含んでるというふうに担当課長が答弁してるんだなと思うんです。

共益費というのは、出店者にかかわる、いわゆる家賃としての賃貸借やなしに、それ以外の通路、例えば、須知商店街、あれ町道ですね。あれ負担してますか、両側の人。自分とこの固定資産税は負担しますけどね。

そやけど、丹波地域開発では、その分も出店者からお金をいただいていると、そやから、私いつも言うように、丹波地域開発のあの施設の中の通路をみんなが町民が通つとんやさかいに、町道認定したらどうやと、ほしたら共益費要らんようになると、電気料はまあ言うたらちょっとしたアーケードみたいな、アーケードの照明みたいなん考えてですよ。そういう考え方もあるというふうな部分の話です、共益費は。

はい。以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今、町長が、会社がその高い、私ちょっと理解できひんだんですけど、丹波地域開発の会社としたら、その借地料は安いほうがよいですわね。経費として落ちるわ

けでありますので、そういうことから、ちょっと意味がわからないいうか、テナントとしたら、そらテナントというか、テナントとしても安いほうがよろしいですわね。全体の経費が少なくなるので。そこら辺ちょっともっと、もう一つわからなかったので、お聞きをしたいと思います。

また、便利のよいところは、そら違う、価格が違って当たり前だということもわからないことはありませんが、全体的にマーケス、丹波地域開発の株式会社からしたら、会社からしたら道路とかの近くで便利なところであるかもわかりませんが、会社からしたら遠く離れたところで、余りその車も止まっていないという状況であったならば、やはり、見直しもして、その経費を削減するというのも大事ですし、また、株主である町としても、やはりそういう角度から、町民の立場から考えていただければ、そういう無駄、無駄というか、そういう見直しも必要ではないかというふうに思いますが、その点について、もう一回お聞きをいたします。

それと、こないだもちょっとお聞きしとったわけであります。細かいことかもわかりませんが、損益計算書で24期の決算報告書では、売上原価っていうのが114万2,693円発生して、売上総利益がその分減少しているわけではありますが、この間、売上っていうのはテナント賃料とか共益費でありますとか、コミュニティホールの利用料とか、うるおい館の委託料、自販機関係の、そういう売上でありましたけれども、今回のこの売上原価のものについてはどういう関係があるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 借地料につきましては、先ほど町長からもご答弁があったとおりだというふうに思っておりますが、これは場所、場所ということもありますし、それから、長年にわたっているものでありますから、これまでの経過の中で積み重ねてこられているということでもあります。双方が合意をして、契約に基づいて借地をされているということでございます。

かなり、27年度につきましては、議員もおっしゃるように、ご努力をいただいて、一定の額の賃料の値下げに応じていただいているということですので、これはこれとして一定の成果があったというふうに思っているところであります。

それから、損益計算書の中で、製品原価でございますが、これもかねての全協で申しましたように、ふるさと産品の発送事業にかかわります原価の部分を計上しているということでございます。

これ、平成27年度からの取り組みということですので、これまでにはなかったものを計

上をされているということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 売上原価ですが、そしたらこの売上っていうのはどんだけ、この損益計算書の中では、どのぐらいの売上になっているのか、数字でお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 売上については、125万2,000円余りの売上というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 125万2,000円ということで、先日は送料だというふうにお聞きしたわけですが、これはほんな送料も含めた、その品物自体のことであるのか、お聞き、確認しておきたいのと、おきますのと、それから、借地費の件ですけれども、企業に努力をいただいたということでもありますけれども、丹波地域開発株式会社としたら、経費削減というのが求めていくのが、こんだけたくさんのお金をつぎ込んだいうことでもありますので、削減を図っていくのが大事だということではありますが、公正なそういう会社経営をするために、いろいろと行政のほうからも出て行っていただいて、いろいろと改善策を取り組んでいただいていると思うんですが、この差をつける理由ってというのが私はわからないですね。ほな、まあ町とすれば、本来町のそういう借地料が正規な金額であるとすれば、会社はそれだけその土地のその所有者にはっきり言えていないというか、特に行政のほうからは副町長が行って、出て行っておられますので、こういう差を了解しておられるのか、つけることに、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） いろいろとお尋ねいただいておりますが、借地料のことにつきましては、もちろんその経費の少しでも低減化を図るということは、会社経営の体質、会社としての経営体質の強化にはつながると思うんですが、先ほど町長のほうから答弁がございましたように、なかなか一律という解釈にはならないと私は思っております。

商工観光課長のほうからもありましたけれども、それぞれの経緯なり、あるいはその寄って建つその場所等、いろんな諸条件を加味して、そういったものは考慮しているわけでございますので、一律ということにはならないと私は思っておるわけでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） それから、共益費の中で空きスペースで、丹波マークスの中の空きスペースの分も含んでるんだということではありますが、リニューアルもされて、新しく面積が増えたところもありますが、全体的に各テナントであります出店者のところでは、これ全体の面積に占める割合というのはどのぐらいになっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 通路の部分の、いわゆる共同で活用される面積というふうに思うんですけども、現在、今、手元に資料がございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 借地料につきましては、これが正当であるとするならば、二重に町が563万円の借地料ということで、さらなる経営支援をしているということにもなるのではないかなというふうに指摘をしておきます。

それから、2つ目に国保事業について、お伺いをいたします。

2018年度より国保の都道府県化が実施され、現在、国保は市町村単位で運営をしておりますけれども、都道府県単位への運営と、国保制度が大きく変化を、変わることとなります。

この間、京都府の国民健康保険広域化等支援方針では、28年度後半から保険料の算定方法の取りまとめがされるということになっております。

本町では、本年度から2,650万円の福祉医療波及分として法定外の一般会計からの繰り入れを行っております。

全国では保険税の高騰を抑えるために、かなりの金額の繰り入れがされておまして、全国的には3,900億円の法定外繰入がされている、平成23年度の数字でありますけれども、いうことであります。

しかし、今、国が示しております都道府県国民健康保険運営方針策定要領、ガイドラインでは、決算補填を目的とした繰り入れについては、解消または削減すべき対象としているようであります。

この法定外繰入がやめになれば、保険料は低減するどころか高騰するのではないかと考えますけれども、お伺いをいたします。

また、本町は今後も引き続いて、この2,650万円の法定外繰入を行っていただくべきと考えますが、どういうふうにご考えておられるか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今回、国から示されました都道府県国民健康保険運営方針策定要領では、決算補填等を目的とした繰り入れについては、解消・削減すべき対象とされておりますが、福祉医療波及分の繰り入れにつきましては、決算補填等以外の目的に整理し直されまして、削減の対象でないという見込みでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そうすれば、本町の分については、広域化後も繰り入れされるということですが、全国的には大変だということ、高額だということ、今、言いましたように、3,900億円の繰り入れをしておりますが、これが削減となりますと、大変な負担増につながっていくのではないかというふうに思いますが、どのように思っておられるか、考えておられるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） ただいまも町長の答弁でもありましたように、本町では決算補填等を目的とした一般会計からの繰り入れは行っておりません。

ただ、先ほども町長からありましたように、福祉医療の波及分につきましては、後年度も同じような取扱になるというふうに考えております。

したがって、全国的には一般会計からのそういったいわゆる赤字補填を目的とした繰り入れをされているところもあろうかと思いますが、本町につきましては該当していないこと、該当していないということになりまして、その分の影響は出て来ないというふうに理解しております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 本町は関係ないといいますが、京都府下でも国保の繰り入れというのはたくさん、京都市なんかは大変大きな繰り入れをされておりますし、されておりますわね。標準保険料ということで、これから算定をしていくということですので、私とこの町だけ関係ないというふうなことにはなりませんので、影響があるというふうに思いますが、課長はどのようにお考えですか。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 今後、都道府県化につきましては、詳細部分につきましても、一定ルールが議論されておまして、今後は当然そういったルールが決められてくると思います。

そういった赤字補填をされている地方自治体でございますが、そういった自治体につきましては、今後、京都府におきまして基金も創設されるようなことを聞いておりますので、そういった部分の借り入れ、また、財政調整基金に該当する国保の基金につきましても、今までどおり各自治体が保有するということになる見込みでございますので、そういった部分から、今後もその基金等をお使いになられて、補填されていくというような流れになるかと思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今、国の財源補填がされるということでありましたけれども、3,900億円、全国的にしている中で、3,400億円の国の支援ということでもありますので、このままいきますと、負担が増えるというのは明らかな事実であります。

ほんで、私たちとすれば、これまでと同様に、自治体の裁量で繰り入れはできるというふうに、誰がその協議の場に出ていっておられるか存じませんが、やはりそういうことを明確にしておくことが必要ではないかというふうに思いますし、また、国保の加入者は年金者や非正規労働者、あるいはまた、そういう低所得者の加入者が多くて、病気にかかる率も高いという構造的な問題の解決をするために広域化ということでありましたけれども、そういうことがしっかり協議がされるように、そのことについても、やはりしっかりと協議をしておいていただきたいというふうに思います。

次に、国保税の減免と一部負担金の減免の活用状況をお伺いします。

国保税の減免については、国保税条例の25条で、火事や自然災害にあった場合、また、所得が皆無となったため生活が著しく困難となった場合、またこれに準ずる場合、町長が特に必要と認める場合、保険税の減額が申請できます。

また、病院の窓口で払う医療費についても、減免制度がそれぞれありますが、活用状況について、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年度国保税の減免件数は4件、また、一部負担金減免の活用はありませんでした。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 保険料の減免は4件ですが、この中身はどういうものであったかお聞きをしたいのと、一部負担金についてはゼロ件ということでありました。

決算の資料を見せていただいて、町の国保病院につきましても、一部負担金の滞納というものもありましたですけど、やはり、困ったときの、こういうときのために、いろいろ制度も

あるわけでありますから、そういう、こういう制度がありますよというふうな、そういう説明書がしっかりと加入者のほうに行き渡るようになっているかどうか、そのことについて、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 国保税の減免の内訳でございます。

4件中、社会保険等加入者が後期高齢者医療制度に移行されたことによりまして、その被扶養者で65歳以上の方が国民健康保険に加入することとなったことによる減免適用が、うち3件、生活保護適用のものが1件でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 一部負担金の減免の活用についての周知ということでございますが、今後は被保険者の負担の公平性ということを踏まえた上で、その時点で、その踏まえた上で、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 大変困っているときには必要なことでありますので、どういう、そういう支えがあるのか、どのようにすれば利用できるのかも含めて、7月に国保税の課税の通知が来ますが、そういうときにきっちりとわかりやすく大きい説明でもって、周知徹底をしていくことが大事だと思いますので、そのことはよろしく願いをしておきたいと思いません。

それから、次ですけれども、地方税機構ができてから、滞納処分については、詳細なその内容が、町の決算報告にも載りませんので、全然わからない状況であります。

国保の差し押さえについては、特に生活実態を踏まえた対処が必要となります。

どういう対応をされているのか、また、件数、金額と合わせて、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国民健康保険税の滞納者への対応につきましては、滞納者の収入や資産並びに生活状況等を調査し、面談や交渉を行った上で、所得や資産等があるにもかかわらず納付する意思が認められない場合には、京都地方税機構により、差し押さえなどの滞納処分を行っているところであります。

平成27年度の差し押さえ件数は94件、対象の本税額は、約2,144万円となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 町長、今、言われましたように、財産があるのに払わないという、こういうケースについては、断固とした措置をとることが大事であります。

今、きめ細かな対応ができているんだということでありますけれども、特に国保でありましたら、滞納した場合、一定期間過ぎたら税機構へ移行すると思うんですが、どういう状況になったときに移管がされているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 移管の考え方につきましては、督促状発布段階で税機構に移管となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 年間12回払いですか、そしたら1期遅れたら、もう即、税機構のほうへ移行しているということでしょうか。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 特に国保の場合、医療ということにつながっていきますので、大変大事だと思っております。支払いが困難になっている人への強硬な徴収というのは、やるべきではありません。生活が主となりますので。

そうしたことが税機構の中では徴収率をアップするための、そういう仕事になりがちではないかなというふうに思っております。

そうしたことからすれば、やはり町の職員の皆さんが、やはりいろんな生活実態、税務課が一番よくわかると思っておりますけれども、生活実態がよくわかるわけでありますから、きっちり把握をすることが大事と思っておりますけれども、どのぐらい把握というか、電話かけたり、訪問されたりということもあるかと思っておりますが、どういう状況になっているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） やはり、先ほども町長からの答弁にもございましたとおり、納付する意思が認められない、資産等々あるにもかかわらず、納付の意思がない方については、そういった差し押さえ等々の処分を行うということですが、基本的にはやはり大前提

としましては、その滞納されている方々の収入や生活状況を十分にお伺いしながら、また、役場に来庁されたときの窓口相談でありますとか、こういったもの、生活支援のご相談もあわせて受けさせていただくなど、必要に応じて、適宜相談をさせていただいておるといふところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そしたら例えば、いろいろ相談を受けて、生活再建へのそういうことにつなげていったケースというのはあるのか、お聞きをしておきたいと思ひますし、また、差し押さえのルールというのはどういうことになっているか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 基本的に滞納処分の事務、また、こういった滞納案件につきましては、京都地方税機構のほうで事務をいただいております。

当然、税機構と構成市町村においては、共同の状況を共有しておりますので、こういった中で相談があった場合には、その内容等々をお伝えして、本人さんのご意向、また、町のご意見等もつけ加えさせていただきながら、機構のほうへ連絡をさせていただいて、適宜対応させていただいているというところであります。

また、差し押さえるルールでございますけれども、これにつきましては、一定、国税徴収法に基づきまして、督促の後、催告、また、納税折衝を行いながら、財産調査の上、差し押さえ予告を通知した上で、差し押さえるの実行という流れになっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） また、決算の中でお聞きしたいと思ひます。

それから、27年度の国保会計は、実質収支700万円余りの黒字決算となりました。

これまで、過去4年間、基金の取り崩しを実施しなくても運営ができたということでありまふ。

28年度の国保会計の現状について、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年度の決算では、入院費用とか高額な新薬の増加により、医療費の大幅な増加がありました。平成28年度に入り、医療費は若干落ちついている状況であります。

しかし、被保険者の減少に伴う国保税の減少や、医療費につきましても、年間約3,500万円かかるといわれているような高額な薬剤も保険適用されることとなりまして、今後の見通しは全く予想できない状況にあるところです。

今後も引き続き、国保財政の安定化に資する取り組みを強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 国保は、基金が1億8,000万円あります。また、例えば非正規労働者で、被用者保険に入っていない方が35%を超えるなど、大幅に増えております。

そんな中で、定額で賦課をする均等割によって、子どもが多い世帯などは、本当に国保の負担が重くなっております。子育てにも逆行しているという状況であります。1人3万1,500円、子ども1人増えるごとにかかるということですので、それで、18歳以下の加入者が、以前お聞きしましたところ436人でありました。これを負担をなしにしたならば、1,737万円が実施が可能ということでお聞きをしたところであります。

福祉医療の波及分のそういうもんでありますとか、こういう子育ての、18歳以下の均等割のこの負担の問題などは、今、広域化のところでもいろいろと協議がされておるとおもいますが、けれども、こういう中身については、その課題になっていないものなのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） もちろん、広域化に向けての部会でありますとか、そういう中では、各市町村の状況を踏まえた上で、いろんな制度について検討して方針を決めていくというような協議がなされているところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 三つ目に学校給食の無料化について、お伺いをいたします。

政府の統計では、労働者の賃金は27万820円、これは13年、2013年1月ですが、この2016年1月では26万9,000円と、0.4%減となっております。

また、物価上昇分を勘案した実質賃金は4.4%も減少しております。

こういう中で、勤労世帯の家計は本当に消費を切り詰め、日常経費に係る消費支出、これを減らさざるを得ない状況となっていることを、総務省の家計調査が明らかにしております。

そして、子どもの6人に1人が貧困状態にあるという、そういう状況も、今、大きな問題となっております。

そこで、町として、町民の暮らしを応援する施策として、学校給食費の無料化を提案するものであります。

どの子にも温かい食事を保障しているのが学校給食であります。憲法は26条で、義務教育はこれを無償として規定をし、学校給食法は、学校給食が教育の一環であるとしております。

子どもの健やかな成長を保障する立場から、また、少子化対策、子どもの貧困予防対策として、無料化は大きな意義があると考えます。

そこで、改めて学校給食に係る経費の負担について、小・中学校の保護者負担月額、無償化に必要な予算、第3子無償化に必要な予算について、お伺いいたしますと同時に、無料化についての、実施についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 学校給食における保護者負担額につきましては、小学校で月額4,000円、中学校で月額4,200円となっております。

無償化に必要な予算としましては、4,528万円となります。また、第3子の無償化に必要な予算としまして、900万円強ということになります。

また、給食費無償化についてですが、6月定例会の一般質問でも同様のご提案をいただいたところでございますが、現時点では学校給食法の定めに従い、学校給食費の無償化は考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） これまで本町では子どもの医療費18歳までの無料化とか、いろいろ先ほどもありましたチャイルドシートとか、いろいろそういう子育て支援を積み重ねてられました。

ところで、第3子から給食無料化に踏み出しました前橋市では、子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図り、少子化対策を推進することを目的に実施をしております。多子世帯が貧困に陥らないように、経済的負担を軽減するために無料化を決断したということでありました。

昨日の町長の答弁にもありましたけれども、子育て、また教育に施策を打ち出すこと、これは納税者の普段の暮らしを豊かにすることであって、そういう視点が大事であるというふうにお答えをされております。

国の流れにおきまして、そういう貧困対策であるとか、子育て、地方創生ということで、

いろいろ言われておるわけでありますが、できる限り負担を軽減するということで、ぜひ真剣に取り組んでいくことが大事ではないかなと思います。

900万円、第3子からでも手をつけていくというふうに、検討を進めるべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 第3子以降ということで、900万円強ということで、先ほど町長から答弁させていただいたとおりでございますが、現在のところ、先ほどの答弁にもございましたように、学校給食法の11条の規定によりまして、無償化のほうはちょっと今のところ考えておりません。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 実施をしていただければ、先進的なそういう町となりますので、ぜひともよろしく願います。

水道事業について、統合簡易水道が終了すると同時に、公営企業の法適用ということになりますが、これまでの繰り入れしている繰出基準というのは引き続き、統合、来年度、29年度からも同じように入ってくるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 施設整備に関する国の補助制度につきましては、施設の拡充に伴う補助金は制限されますが、補助の対象が主に施設の耐震化等にかかわる事業に移行することになります。

また、繰出基準につきましては、元利償還金の繰り出しに係る経費は上水道事業への移行後も同様の基準となりますので、金額に大きな変化は生じませんが、高料金対策経費に係る基準は資本費の算出に係る基礎数値が簡易水道では起債の元利償還金であったのに対しまして、上水道では減価償却費の額に変わります。

資産調査中であり、正確な数値ではありませんので、現時点での公表はできませんが、元利償還金の額と減価償却費見込額がほぼ同水準であることから、全体の繰出基準額に大きな増減が生じないと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 高料金対策については、10年間の緩和措置があるということであり
ます。

終わります。

○議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。10時45分まで。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（野口久之君） それでは休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、山田均君の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） それでは、ただいまから平成28年第3回京丹波町定例会における、日本共産党、山田均の一般質問を行います。

7月10日開票で行われた参議院選挙は、自民・公明を含む改憲勢力が3分の2を超える議席になり、一挙に改憲への動きが強まってきました。

自民党安倍首相は、選挙期間中は選挙の最大の争点は経済と訴え、アベノミクスでやり過ぎしながら、選挙が終わった途端に、憲法改正は自民党の改憲草案をベースに議論を進める方向だと表明するなど、憲法9条2項を削除して、軍隊を持つことや、基本的人権など、個人の尊厳を制限できるなど、戦前の憲法を復活させようとしています。

選挙では何も語らず、選挙が終わった途端に暴走するだまし討ち政治そのものです。

その一つとして、テロ対策を名目に、共謀罪創設を臨時国会に提出しようとしています。

犯罪が行われなくても、共謀したというだけで処罰、思想・信条を取り締まるものです。

憲法9条2項の改憲に向け、外堀をどんどん埋めながら、本丸に迫ろうとしています。

日本の起こした戦争を侵略戦争と認めない態度を初め、軍備増強で対抗しようとする方向は、どんな問題でも話し合いによる解決を基本にすることから、軍事による圧力は争いのもとになることは、歴史の教訓です。

2度と戦争はしないと決めた現憲法に基づく政治、基本的人権の尊重など、今こそ取り組むべき方向だと考えます。

今回の参議院選挙では、画期的なことが起きました。それは全国に32ある定数1の全ての選挙区で、野党統一候補が実現し、11の選挙区で野党統一候補が当選をしたわけです。

こうした変化が生まれているのは、憲法をないがしろにする安倍暴走政治と生活不安、先行き不安を持つ国民が増大しているからです。

安倍政権の暴走政治の中で、町政の役割はますます重要です。町民の暮らしや営業を守る役割があります。

こうした立場から、日本共産党の山田均は、次の3点について、町長の町政の施策について

て、お尋ねをいたします。

第1点に、第三セクター等に関する通知等について、お尋ねをいたします。

総務省は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、平成19年法律第94号の全面施行等を踏まえて、平成21年から25年度までの間に、第三セクター等の抜本的改革を集中的に推進し、平成26年度以降においても、地方財政改革の推進のために、公営企業、第三セクター等の徹底した効率化、経営健全化を図るとしています。

総務省は、閣議決定を受けて、引き続き第三セクター等について抜本的改革を含む経営健全化についても速やかに取り組むことが求められているとしていますが、次の点について、町長の見解をお尋ねします。

一つ目に、総務省の第三セクター等への運営指針についてです。

指針であり、指針に基づいて取り組む考えはないと、考えておられるのか、総務省の指針であり、指針を尊重して取り組む考えなのか、基本的な考え方を、まずお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 第三セクター等の法人が担う公共的な事業の推進を図るため、また、法人の経営悪化が地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことのないように、総務省の指針に留意し、各法人の経営健全化を図っていくことは重要であると認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 指針に基づいて進めていくと、重要であるという見解ですが、特に公金投入で経営支援を実施しました丹波地域開発株式会社は、出資比率が50%以下ですが、町の幹部である副町長と参事が取締役として経営の中心になっております。

当然、総務省の指針に基づいて、京丹波町は取り組むべき責任と義務があると思いますが、いかがですか。お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 指針に基づいて取り組むことは当然だと思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 指針に基づいて取り組むことは当然だということですが、そうしますと、どういようにその指針、経営方針をつくるということになるわけですから、当然、速やかにつくるということになると思いますが、現時点での考え方としては、いつまでに丹波地域開発の経営方針、町の指針をつくるという考え方なのか、改めてお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 議場で何回も答弁させてもらってるんですが、三セク会社、京丹波町も大株主です。そして、独立行政法人の中小企業基盤整備機構も、双壁をなすというか、大株主さんですね。特に、中小企業基盤整備機構におかれては、厳格に総会等の議案審査があります。もちろん、どの会社も2週間前に送付して、そして総会を開催することになるんですが、それ以上前に議案を送付してます。もちろん同じ政府系の一つの機関ですから、総務省の指針、承知なさって、議案審査をしてくださっているというふうに、私は認識しております。

そこで決議されます丹波地域開発の場合は、毎年度3月31日締め切りで、6月末日までに税務申告せんなんということで、総会が開催されて、そこで予算とか決算が承認されているわけですし、総務省の、まさに指針どおり経営がなされているというふうに理解しております。

なお、申しましたとおり、3月31日に決算して、株主総会で承認されたことを議会に、全協等でも報告がされておりました。仮に、代表取締役であったとしても、議会で意見をもらったからちゅうて、それは変更しますとか、変更できませんとかいうことにはならないということを、ご理解してもらいたいと思います。

いかように、51%以上株持っていると、それは来年度、ここで出た議員さんからの意見を総会に諮るとかいうことはありますけれど、今回の平成28年3月31日締め切った決算について、もう一度申し上げますが、代表取締役であっても、総会決議と違うことを発言することは、私はあり得ないというふうに思っています。

そういうことが、総務省の基本的な指針だというふうに認識しております。

もう一度申し上げますが、議案審査をきちっと政府系機関から受けているということなんで、1つの証になるというふうな思いであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 総務省が出しております通達について、今、町長は、政府系機関から提出しておるから、チェック受けとんだと、こういうような見解かと思うんですけども、この平成26年8月5日付のこの総務省の通達、第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定についてというところを見ますと、第2項では、地方公共団体、町ですね。第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要であるとしております。

その1つには、経営状況等の把握、監査、評価、2つ目には、議会への説明と住民への情報公開、3つ目には、経営責任の明確化と徹底した効率化など、4つ目に、公的支援の考え方や第三セクター等の経営健全化についての役割分担などを示しております。

特に、経営責任の明確化と、徹底した効率化として、1つには、第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として、みずからの責任で事業を遂行する法人であり、第三セクター等の経営責任は経営者に帰するものである。経営者は、経営が悪化した場合等には、民事、刑事上の法的責任追求が行われることを十分認識した上で経営に当たることが必要であると、こうしております。

2つ目には、地方公共団体は、第三セクター等の役職員の選任については、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間のノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努めることが必要である。地方公共団体の長や、職員が役員に就任する場合にあっては、その職責を果たし得るのか、十分に検討を行うことが求められる。また、退職者の採用についても、よりふさわしい人材はいないのかなど、十分な検討が必要であると、こうしております。

3つ目には、地方公共団体は、第三セクター等の人事、組織機構のスリム化、徹底した効率化を、不断の取り組みを進めることが必要不可欠であるとして、組織体制、責任、サービス、会計及び資金の管理、監督方針や基準を策定し、明確にしておくことが望ましいとしております。

そういう意味からいいますと、この丹波地域開発、41.6%ではありますが、特に取締役役に副町長、参事、元参事、今回新たに監査役に、退職した町職員、役員全体の6割を送っておるわけでございます。

あわせて、代表取締役役にも就任しておる。そういうことを見ますと、経営の責任者を派遣しておるわけでございますから、経営の指針を長がちゃんと策定するという義務と責任があると、このように考えますが、改めて、今、町長は、政府関係機関に事前に文書を送っておるから、そこでチェック受けておるんだと、これがその健全化の指針なんだと、こういう考え方でありますが、それではなしに、きちっと町政として、指針をつくりなさいと、こういうことだと思ふんですけども、その点について、伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、るる読み上げていただいたようなことは、当然のことですわ、そんなことは当たり前のことです。そういう意味でいうて、総務省の指針にのっとって経営がなされているというふうに答弁をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 経営がなされているというよりも、京丹波町が、丹波地域開発を含め、京丹波にあります第三セクターのそれぞれの経営方針について、町の考え方をきちっと示すということが、この指針の趣旨だと思うんですけども、改めて、そういうことではなしに、実際にそれに基づいてやられとんだということでございますけども、特にそういう点では、この指針に基づいてやっておるから、何も問題ないと、こういう考え方なのか、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、もう一度申しますが、読み上げられたようなことは、私は当然のことだというふうに思っております。

したがいまして、大株主としても、そういうふうに株主総会に臨んでいるというふうに理解してもらったら結構です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 当然、大株主として、丹波地域開発初め、ほかの第三セクターについても臨んでおられると、当然だと思うんですけども、それに合わせて、総務省が経営健全化という指針を出しておるのが、ちゃんと別に町としてそれぞれの第三セクターについての町の考え方をちゃんとつくりなさいよと、こう私は示しておるんだと思うんですけども、そういうものを町としてきちっと考え方を、町の対応といいますか、そういうものを指針としてつくるといふ考えは必要ないと、こういうように考えておられるのかどうか、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 経営健全化も含む、るる申し述べられたようなことは、もう当然のことですね。そういう意味でいうて、大株主としても、経営健全化を一層確実にするべく、いろんな提案を議会でしてきたと、そして、ご承認をいただいて、経営健全化が実現してるといふ認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、町長は、議会の説明も含めて、ちゃんとできとんだと、こういうことでございますけれども、総務省が例えば、この第三セクターの抜本的改革を含む経営健全化の取り組みとして、第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況

に関する調査結果というのを発表しております。

この調査結果を見てみますと、28年6月10日付ということになっておりますが、ここに、対象となる第三セクターとして、瑞穂農林の名前があります。この表を見ますと、瑞穂農林は債務超過法人、経営赤字法人とされております。総務省は、この調査結果を受けて、抜本的改革を含む経営健全化等の取り組みを推進することを目的としておるわけで、瑞穂農林への京丹波町の出資割合は41%ですが、当然この指摘をされておりますことではありますと、町は瑞穂農林へのこの抜本的改革と経営健全化の取り組みが必要ということになるわけですが、これについては町長はどういう見解を持っておられるのか、お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 瑞穂農林について、決算書見てます。見てはるでしょう、みんなも。あ、公表されてへんのか。見てますよ。はい。ほかの株主さんですね、支えてくださっている株主さんに感謝の気持ち持ってるし、敬意も抱いております。何でこれが続いているか、それはきちっとやっぱり大株主さんが責任持って経営を支えてくださっているということです。はい。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 総務省が出しております公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査ということで、全国の調査した結果を出しておるわけなんですけど、これについては特段、今、町長が言われるように、大株主であります、町も41%ですけども、全体の49%をタカラバイオ株式会社が持っておるわけですが、どこの株主も50%は持っていないわけですが、そういう点では、特段この総務省が指摘をしておりますけども、問題はないと、このように考えておられるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 感謝したり、敬意を抱いているというふうに先ほど答弁をさせていただきましたとおりです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） もちろんそうだと思いますが、ここに総務省が指摘をして、経営健全化ということを出しておるわけでありまして、町としては、今、言われるように、株、それぞれのいわゆる支援をして、やってもらっておるということだから、町としては特段問題はないと、こういうふうにご覧になっておられるのかどうかということ、改めて、もう一度確認の意味で、お尋ねしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 経営が危ないなと思とるところに、感謝したり、敬意を抱いたりせえへんと思うんですけどねえ。ううん。もう盤石やっていうふうに理解して、支援こそしても、足引っ張るようなことのないようにしたい、その一心ですけど。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 町長の思いは今、聞かせていただいたとおりでと思いますし、私どももこういう数字が出るまでは、そんなことはよもや思てなかったわけでございますけども、一応まあこういう数字が全国的に報告されとるわけで、それについてのやっぱり、町は今、言われるように、それぞれ主体となる会社が、ちゃんと支えてやっておるということで、町としての財政的リスクは何もないと、問題ないんだという、そういう見解かどうかというのを、私はお尋ねしたいので、今、言われるように、その問題のある会社であれば、支援やいろんな資金を投入することはないというように言われましたけども、これは総務省がそういう全国的な調査の中の一つとして示して、発表しておるわけですから、それについての見解を私はお尋ねしたということでございますので、改めて、お尋ねしておきたいと思いますし、あわせて、町内の第三セクター、それぞれあるわけでございますけども、一つ一つの、本来は、やっぱり将来を見越して、第三セクターの経営指針、あり方をしっかり、それぞれ持つというのが、この総務省の出している指針でございますので、その点について、改めて伺っておきたいと思いますし、今、やっておることが、指針に基づいてやっておるんだということ、答弁を今、町長はされましたけども、改めて、そういう見解なのかどうか、もう一度伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません、もう何を聞いてはるのか、ちょっと簡略に言うてもらえますか。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 総務省が（音声途切れ）だという、・・・出てるわけですね。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、ほな第三セクターの中の瑞徳農林を言うてはんやね。全く問題ありません。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 総務省が今、申しあげましたように、そういう指摘をしておるけども、問題ないという見解だと思うんですけども、あわせて、私がもう一度申しあげたのは、町内

にある第三セクターについて、それぞれこの指針をちゃんとつくりなさいよ、経営方針をつくりなさいよという、示されておるわけですけども、町長としては、今の対応がちゃんと指針に基づいてやられておるといふ見解なのかどうか、もう一度改めて伺っておきたいということでございます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それぞれ、まあ特質はあろうかと思えますけれど、総務省が求めているそういう指針にのっとして、各第三セクターが経営されてるということです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 第三セクターの出資割合がそれぞれ違うわけでございますけれども、やはり町がかかわっておるといふ第三セクターについては、しっかり町の経営方針というのは、しっかり必要なんだということを改めて申し上げておきたいと思えます。

第2点目に、農業振興対策について、お尋ねをいたします。

秋の取り入れも始まり、いよいよ秋本番という、こういう時期でございますが、農家にとって収穫が一番うれしい時期ですが、喜べない状況であります。米価も不透明ではっきりしませんし、T P Pの批准を前提に農産物の価格が動いているというように言われております。

いよいよ米価も30キロ3,000円が目前と言われております。また、黒枝豆も京丹波の特産ですが、各地で栽培面積が増加し、市場では産地間競争が起こり、価格の値崩れが起こっていると、生産者から、価格が不安定になり不安だと、見通しは難しいと、こう言われております。大規模農家ほど、その影響を大きく受けることになります。

農業が基幹産業である本町でも、大きな影響を受けることになると考えます。

京丹波町の農業の担い手である認定農業者はもちろん、農業法人、小規模な家族経営の農家も大きな影響を受けます。さらに、高齢化で離農する農家が増加しています。つくり手がなければ、周辺部の農地が荒廃していくことになります。

本町では、新規就農者の受け入れや、京力農場プランなどに取り組んでおりますが、周辺部だけでなく、町全体で後継者不足になってきております。

そこで、農業後継者対策について、お尋ねをいたします。

農業の後継者対策は、本町でも喫緊の課題であります。後継者対策として、新規就農者、IターンやJターン、Uターンなど、就農者の支援策も取り組まれておりますが、新規就農者が定住するために、一層の支援が求められています。

その一つに、新規就農者も含めて、居住の確保が第一であると考えます。町内でも空き家が増加してきておりますし、借家とすることに踏み切れない状況があります。

空き家を借家として直接新規就農者に貸すのではなく、いったん町が借り上げて、新規就農者等に貸す、こういう方法を考えるべきではないかと考えます。

この方法は、貸すほうも借りるほうも、行政が間に入ることで、どちらも安心というメリットがあると考えます。町長の見解をお尋ねをいたします

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新規就農者の住居確保につきましては、新規就農者を受け入れたい地域の皆さんの協力が必要だと考えております。

現時点で、空き家を借り上げる考えは持っておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 空き家を借り上げる考えはないということでしたが、その前提として、やっぱりもっと町内にある空き家、空き家バンクというものもあるわけですが、この所有者へ、借家とするとか、どうのように考えておられる、売却希望ももちろんあると思うんですけども、この所有者の意向をアンケートで調査して、課題を整理をするということも私は必要だと思うんです。所有者へのこの意向アンケートを実施すべきと考えますが、町長の見解をお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 空き家所有者への意向アンケート調査の実施は、現時点では予定してないということです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 現時点では予定してないということですが、今度空き家の調査をやるわけでありますから、当然それに基づいて結果が出ると、それに基づいて、そういう空き家の所有者への、やっぱり意向調査を、やっぱり私は取り組むべきではないかと、それに基づいて、一体どれだけのニーズがあるとか、もちろん売却という意向もあるかもしれませんが、いやいや、そういう貸すということについては抵抗があるという、こういうこともあるかと思えますし、もう少しそういう、個々の具体的なやっぱり状況を、しっかりつかむということも、非常に私は大事だと思うんですけども、そういう取り組みをする考えはないのか、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今も町長のほうから答弁ございましたけれども、現時点においては調査をする予定はないということでございます。

先ほど、議員のほうからございましたけれども、また、関係課等で実施される事業のほうもあります。その辺の状況を把握した上で、調査をするかどうかというところも検討をしてみたいと考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、町がやっております空き家バンク、22年から要綱をしたわけがございますけれども、39件の登録累計で、成約したのが8件とこういうことでございますので、やはりもう少しこれを充実していくということも必要かと思えますし、この件については、町長は綾部市の例を参考に組みたいんだということも言うておられましたが、その辺についてはどのような取り組み、進め方になっているのかということも合わせて伺っておきたいというように思います。

また、この空き家を借り上げてですね、新規就農者に貸すという方法は考えていないということがございますけれども、例えば地域おこし協力隊の場合でしたら、国の制度ではありますけれど、この住居の借り上げについても必要経費ということで含まれておるとことで、家主さんに直接その賃借料を払うというようなこともやっておるわけですから、やはりそういうことで本当に新規就農者が入ってきやすい、生活しやすいそういう状況もつくっていくということになると思うので、そういう取り組みを前向きに私は考えるべきだと思うのですが、もう一度改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 新規就農者の受け入れにつきましては、地域の空き家の活用という部分で、まずは地域での話し合いによって貸していただける家の発掘が大切だというように思っておるところでございます。

また、関連する空き家対策の事業を活用いただきながら、進めてまいりたいというように思っております。特に近年実施をしておりますのは、京都府の事業を活用いただいて、新規就農者に住宅の支援というようなかたちで事業のほうも行っておるところでございます。

先ほど、綾部市の例ということがございますけれども、綾部市等のほうにも状況等確認をしております。現在まだ検討をしておるといような状況でございます。また、京都府のほうも今年度から移住者を受け入れるために、移住促進条例というようなものも作成をいただいております。そういった事業も活用しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） あえて私が強くアンケートと申し上げるのは、最近の傾向を見ておりますと、親の方が亡くなられてですね、そのいわゆる後継者と言われますか相続された方が町におられますと、処分というのを地元で相談するということじゃなしに、やっぱり業者にもうすぐ依頼をされるということが、最近やっぱり私どもの近辺でも増えてきておるわけですから、やっぱり地域とそのいわゆる後継者とのつながりもどんどん弱まっている中で、やはりアンケートなどでですね、町の考え方とか、町へのそういう協力とかいうことも含めてですね、アンケートなんかを実施して、そして空き家バンク登録、そして売却も含めてそういう意向を把握していくということは、やっぱり非常に大事だと。集落でなかなかですね、相談しとってもなかなかつながりが弱くなると、そういう情報やとか考えがつかみにくいということもありますので、特にその点ですね、検討する中にですね、そういうものも含めて実施の方向で考えるべきだということも、強く申し上げておきたいと思います。

二つ目に、この空き家を借りる場合に、下水道の整備が必要な場合が多くあります。新規就農者にとってそのためにはトイレの水洗化が当然必要になります。このときに加入分担金が大きな負担になっております。新規就農者定住促進支援としてですね、軽減の措置を考えるべきだと思います。また、減免とか分割納入なども取り入れて、下水道に加入しやすくするこの条件整備、考えるべきと思いますが、町長の見解をお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る新規加入分担金につきましては、平成26年4月より従前の105万円から86万4,000円に減額したところです。本町は地形等の条件により、建設改良費が割高となっております。近隣市町と比較しても高額となっている状況ですが、地方公営企業としての事業運営において毎年歳入の約半分を一般会計からの繰入金で賄っている現状ですので、収益の安定確保の立場から関係条例にありますように、前納一括納入を堅持する必要があると考えております。

また、農業後継者対策としての新規就農者等に係る定住促進、あるいは負担軽減等の支援策についてはですね、農業振興関係事業において検討しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 新規就農者の支援については考えておるということですので、綾部市の例も参考にすることをございましたので、ぜひやっぱりそういう新規就農者支援対策としてですね、取り組むということをお願いしたいと思いますし、やっぱり結論を早く出してですね、新規就農者を迎え入れていくということが必要やと思いますので、

その点も強く申し上げておきたいというように思います。

次に、安心安全な農産物はですね、消費者の購買力を引きつける一つであります。大きな魅力であるというように考えます。そのために京丹波町独自の取り組みが必要だと、これまでから何回か取り上げておりますが、その一つは栽培履歴の提出をですね、生産者である農家の皆さんが記入し提出をしやすくするために、農産物の栽培指針を作成して農家を支援するということが必要だと思います。あわせて認証制度を導入してですね、農作物に付加価値をつけると、購買意欲を引き出す大きな要素になると考えますし、安心・安全な農産物としても付加価値を高めていくと、このように考えます。

一日も早く取り組むべきというように考えますが、町長の見解お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 安心・安全な農産物の証明のためには、農産物の生産履歴、栽培履歴とも言いますが、の記帳については、安心・安全な農産物を証明するために必要ですが、生産される農産物全ての栽培指針を作成することは困難であると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今答弁ありましたように、全ての農産物ゆうたらそら、当然私も無理だと思います。そのためには、やはり品種を絞るといいますか、京丹波の特産として推奨しようとする品目に限定するとか、当然そういうことをしてですね、当然またそれぞれの例えば道の駅で、この品目を重点にやろうというようなそういう限定したものをやらなければ、全ての農作物に指針で、こらまあ当然無理だということだと思いますので、私はそういう立場でこういうものしっかりつくって、そしてそれに基づいて出荷をするというものについては、しっかり認証制度など設けてですね、付加価値を高めていくというそういうものをですね、それがまあ強いて言えば京丹波町の特産ということにもなるわけがございますし、新たな特産にもつながっていくとこういうふうに思いますので、改めてこういう取り組みをやっぱり進めていくと。まあ道の駅の連携というの也被われておるわけがございますし、まあ特に小規模な農家の方というは、そこらへんに非常に力を入れておりますし、頼りにされているということもありますので、そういう取り組みを私はまあ強めていくということが、京丹波町のイメージアップにもなりますし、販売力も高めていくと、こういうことにつながると思いますので、その点改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町独自の認証制度も今触れられましたけど、どのように付加価値をつ

けることができるかということについては、農業技術者会議などで研究したいと考えております。今言ってもらったとおりね、キャベツやったらキャベツをだーんと植えている、トマトだーんと植えているんやったらね、非常に簡単なんですけどね。本当に多種多様に取り扱ってるし、これだけ栽培履歴がある、これだけ認証しているという市場が成り立つかどうか等についても、十分これ検討せんと、そのために出荷者の名前やらね、書いてもらっていると思っとなんねんね。やっぱり出荷者が責任を持つ、そして少しずつ自信を得ていくというような、第一段階に差しかかっているというふうに思っているんですが、その辺を理解してもらって、山田議員さんもまあこれ出荷しとってやさかいに、主導的に活動してもらったらうれしいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） そういう取り組みの一つとしてですね、二つ目に減農薬、減化学肥料というのでですね、堆肥などを活用した有機栽培というのをもっと私は取り組むべきだと、少量多品目を栽培する農家はもちろん、これからの農業の目指すべき方向と考えます。

京丹波町としてもですね、有機栽培の研究会などを実施して、農業への生産意欲を引き出していくと。道の駅などへの農産物を出荷する会員増にもつながるといように考えます。町として農業振興の一つに位置づけて取り組むべきと考えますが、町長の見解伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） よい意見をずっと言ってもろうとんのに、なかなか京丹波町内で実施されへんなと思っております。何か問題があるんだらうなと思っておりますので、そのあたりを担当課長から答弁させます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 有機農業につきましては、慣行栽培に比べまして費用面、また生育面において差があるというように認識をしておるところでございます。ただし、シェアニーズにつきましては、近年今、有機栽培また低農薬等で栽培されているものについてはニーズがあるというように考えているところでございます。そうした中で、議員からも以前からもございますけれども、現在、農業技術者会のほうでそういった研修会等の要望があれば、今後開催をしていきたいというように考えておるところでございます。

また一方、京都府段階ではございますけれども、南丹農業改良普及センターでの有機栽培に係る研修会等も開催をされておりますので、そういったものについては広く広報なりケーブ

ルテレビを活用いたしまして、広報・周知を図っていきたいというように考えておるところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 有機栽培についていろいろな見解ももちろんあろうかと思えますけれど、やはり安心安全というやっぱり方向から考えれば、当然、京丹波の農業振興策の一つにおいてですね、私はもっと研修会等もですね、町として呼びかけて実施をしていくと、これも一気にできるものではございませんので、やっぱり積み上げていって、そして京丹波のそれがですね、一つの大きな特徴になっていくと私はこう思いますし、それを求める農家の方もあるわけでありますから、もう一步進んで、私は取り組んでいくべきやというように思います。もちろん大規模なですね、農家は農家で中心になって頑張ってくださいということももちろんでございますけれども、やはりそういう町の姿勢をしっかりと示すことも私は必要だと思しますので、ぜひこの28年度中にはですね、そういう研修会を実施をまずすると、呼びかけていくということですね、私は決意をすべきだと思しますので、改めてその点についての考え方を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまの件でございますけれども、住民さんからの研修の要望等ございましたら、関係機関とともにですね、研修会のほうは開いていきたいというように思っておりますし、技術者会のほうで一旦、技術的な部分が、要素が非常に高いものでございますので、そういったこともしっかりと検討し回答していきたいというように思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 次に、獣害の対策についてお尋ねしておきたいと思えます。

獣害対策は、農業振興施策の中でも引き続き最重点課題ということになります。28年度は被害防止と捕獲対策の両面の強化ということになっております。町内の有害防止柵は、旧町ごとに見ても、中心部でも設置をされてきており、被害が広がってきておるというように思うんです。

特にその中でサル対策について求められておるというように思います。これは広域的な対策が求められますが、発信機で群れの移動をキャッチをして、追い払い対策もとられておりますし、駆逐用煙火の追い払いも行っておりますが、効果はどうしても一時的になります。頭数を減らすということが非常に大事かと思うんですけれど、このサルの追い払い等に取り

組んでいる役員の方のこういう声があります。サル被害対策については、最新の情報通信技術 I C T を用いた大量捕獲を行っている三重県名張市と伊賀市では、追い払いでは限界として、県の農業研究所などが開発した遠隔監視操作システムによるそういう実証実験に取り組んでですね、5分で430頭を捕獲したと報道されておりますが、こうした先進事例も研究して対策が強化というように思いますが、京丹波町としてはですね、どういう取り組みを考えておられるのか。

また実際に、それぞれの地域ですね、何群、どの地域にどれだけおるんだということも、改めてわかっておれば伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） サル対策につきましては、京都府に対しニホンザル加害群れ半減緊急対策事業への実施要望を行い、本年の9月より加害性が高い個体の除去効果調査、あるいは広域個体数調整計画調査及び不明個体群の調査を実施する予定です。

また、あわせまして町事業により、市場地区周辺の個体群に対し、個体数調整計画調査を実施する予定であります。

また、梅田地域振興会ではサル追払隊を組織し、地域ぐるみで追い払いを実施されており、農林振興課に配属になりました地域おこし協力隊員も積極的に活動に参加しまして、サルの追い払いや被害対策に取り組んでいるところであります。

また、頻繁に出没する地域の巡回調査も実施しており、効果的な追い払い活動を行っております。現在、兵庫県も含めたサル対策広域協議会の設置について、近隣市町と検討を行っているところです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 京丹波の全体のちょっと状況をお尋ねしたんですが、改めてお尋ねしておきたいのと、どれぐらいのサルがどの地域におるんだということでございます。

あわせてこういう今の最新情報通信技術を用いたそういう遠隔監視操作システムを取り入れていくべきだと思うのですが、その点についてもあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、本年度の取り組みですけれど、先ほど町長から答弁があったとおりでございます。捕獲に向けた取り組みといたしまして、今年度個体数の調査を行うということでご理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

また、サルの群れでございますけれども、おおむね大きなものが4群れでございます。通称で呼びますけれども、和知B群という群れが下山地区の群れ。それから、和知C群と言いま

すのが、市場・篠原・大迫地内におります群れであります。それから、綾部E群というものがございまして、それが綾部の山家地域、それから京丹波の大簾、それから三和の辺をうろうろしておる群れでございます。それから、篠山A群、三和A群とも呼ぶんですけど、篠山市と京丹波町の梅田地域等におる群れということになっております。

現在、篠山A群につきましては、兵庫県の篠山市のほうで個体数の調査が実施をされまして、篠山A群については31匹ということで報告を受けておるところでございます。うちの地域おこし協力隊員も、実際に梅田の地域で追い払い活動を実施をしております、こないだ個体数を確認したら31匹やったというようなことで、報告もを受けておるところでございます。そうしたことで、本年度につきましては、個体数調査を実施をして来年度から捕獲に向けた取り組みを実施をしていくという予定としております。

また、先ほどのICT等の活用ということでございますけれども、実際に兵庫県の篠山市のほうでは、市民向けにそういったものを活用して情報提供がなされておるといような状況になっております。今後につきましては、広域的な協議会の設置も考えられておまして、そうした中で情報交換等を行いながら、本町での取り組みについても検討していきたいというように考えております。

現在については、追い払い活動については発信機をつけたサルについては受信機の方も導入をしておりますので、それによってサルの状況を把握し、追い払い活動をしておるといような状況となっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ぜひ、対策の強化を求めておきたいと思えます。

二つ目に、捕獲後の処理対策についてであります、実際に捕獲後の処理が大変ということをお聞きでございます。福知山を初め舞鶴市なんかですね、広域的な処分施設をつくっておられます。本町でも近隣町と共同して取り組むということも、報告もあるわけでございますけれども、取り組みの状況はどの程度進んでおるのか、見通しについて合わせてお尋ねしていきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 捕獲後の処理対策につきましては、中丹地域の償却施設が稼働してから、稼働から1年を迎え稼働状況あるいは課題等を調査した上で、近隣市町と設置に向け京都府へ要望を継続してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 京都府へ要望ということでございますが、見通しとか取り組みを強化という点からいうとどうなのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 現在、先ほども町長のほうからありましたように、中丹地域にできました施設が稼働から1年ということでございまして、福知山市さんの状況等を調査をさせていただいておるところでございます。やはり、施設につきましては大がかりなものになるというようなことから、1つの町で持つというのは大変難しいのかなというように担当課としては考えておりまして、できれば南丹管内でというような、運営のこともありますけれども、運営も考えて南丹地域でというようなかたちで各南丹市さん、亀岡市さんにもお声をかけているところでございます。

今現在では、まだ明確なことは進んでおるわけではないんですけれど、担当のレベルでは施設を何とかつくっていく方向でというようなことで、話をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ぜひ、取り組みを詰めていただきたいということを申し上げときたいと思います。

3点目に原発の再稼働について、お尋ねしておきたいと思います。

関西電力高浜原子力発電所の1、2号機、40年を越す運転延長が6月20日に認められるということになりました。福島原発事故以降、その新たなルールのもとで原発の運転は開始から40年、法律で明記をされましたが、例外としてですね、一度に限り20年延長を認めるということになっておりますが、非常に老朽化した原発では機器の老朽化、原子炉の壁が放射線にさらされる事故など、そういう心配がされております。京都府もですね、知事が懸念を表明するなどしておりますが、京丹波町としてもですね、30キロ圏内にある町として、やっぱり再延長について認めないという立場をしっかりととるべきだと思っておりますが、見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 原発再稼働ですけど、かねてから申してますとおり、基本的にできるだけ原子力に頼らない電力供給が望ましいと考えております。どちらかと言えばというね、この問題を単体で判断するのではなく、エネルギー政策全般の問題であり、国政の場において安全保障、環境、経済など複合的に議論して解決することが不可欠であると考えておりま

すし、過日開催されました高浜発電所に係る地域協議会の場においても慎重に対応されるよう申し入れたところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 30キロ圏内にある町としてですね、しっかりと再稼働については大きい問題があるということも含めてはっきりしておりますから、そういう姿勢をしっかりと伝えていくということが大事ですし、そういう表明もしっかりしておくべきだというように思います。本当に運転延長に耐えられるのかどうかということもですね、いろいろな報告を見ておりますと施設の耐震性を先送りするとか、非常に曖昧な適合をされておりますので、ぜひその点についても町長に改めて見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほど答弁したとおりです。

○議長（野口久之君） これで、山田均君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。午後1時まで。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

次に、北尾潤君の発言を許可します。

北尾君。

○12番（北尾 潤君） それでは、議長のお許しを得ましたので、平成28年第3回定例会における北尾潤の一般質問をさせていただきます。

この一般質問は、細かい指摘や批判よりは、町としての考え方や将来に向けた前向きな姿勢を引き出し、夢のあるまちづくりに取り組んでもらえるような質疑応答となるようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず1点目、本町が指定をもらえるように取り組んでいるホストタウン構想について質問します。

8月21日に閉幕したリオオリンピックでは、我が国も金12、銀8、銅21個の合計過去最高の41個のメダルを獲得しました。また、メダル数だけでなく、女子レスリングの伊調馨選手の大会4連覇や、高松ペアによる女子バドミントンダブルスの5ポイント連取逆転の金メダル、錦織選手の銅メダル、今朝も全米オープンでマリー選手に競い勝ってました。陸上男子4×100メートルリレーで、ウサイン・ボルトを擁するジャマイカに次いで銀メ

ダルを獲得するなど、挙げ出したら切りがないくらい記憶に残る大会となり、4年後に開催される東京オリンピック・パラリンピックに大きな期待を感じさせるものでした。

今回のこのホストタウン構想とは、1998年の長野オリンピックで地元の小中学校がそれぞれの参加国、地域を応援した1校1国運動をモデルにしたもので、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける事前合宿の誘致や、参加国地域との交流事業を担う事業体をホストタウンとして登録し、登録自治体は一部費用について財政支援を受けられるものです。本町はこのホストタウンへの登録を申請していますが、どんなことを目的としているのでしょうか、お願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今、北尾議員さんからありましたように、本当に今回のリオオリンピックについては、教育に携わる者としてもですね、本当に次の2020年の東京オリンピック、本当に期待もありますし、現に今いる高校生・中学生がですね、次の担い手になるということをお考えれば、特に自然運動公園に新たなアスリート施設でですね、養成することもできますので、本当に期待をしているところであります。

ただいまご質問をいただきました本町が登録を目指しておりますホストタウン構想は、ご説明ありましたように次の2020年東京オリンピックを契機として、登録をした自治体とオリンピック・パラリンピックの参加国、地域がそれぞれ人的、経済的あるいは文化的な相互交流を図るとともに、登録をされた地域にとっては地域の活性化、あるいはまた観光振興を図るということを目的にそれぞれ自治体において定めるのであります。そして、その登録を受けました地域について、国は必要な特別交付税措置により国からも支援を受けることができるというそういう制度であります。

本町では国が示しておりますように、東京オリンピックを契機として国際交流のさらなる進展と、そしてまた町のスポーツとしてこの間、推進をしてまいりました特にホッケーのさらなる発展をこれを機会に図ってまいりたいと考えております。

具体的には、これまで続けてきました交換留学の継続、ホッケー日本代表選手による講演会等の実施、あるいは日本代表チームの合宿誘致、そしてオーストラリア、ニュージーランドとのホッケーを通じた交流をさらに進めていきたい、そのように考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 一次登録が見送られましたが、その後の進捗状況を教えてください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 第2次の登録を目指して取り組みを進めたわけではありますが、現在、国に対して第3次に向けての登録申請を行っているところでもあります。国からの受けた話では、相手国との具体的な折衝を行っていることが必要であると、そのような指摘を受けました。したがって現在、外国チーム誘致国、大使館等への折衝を始めているところであり、11月の第3次の登録を目指して、取り組みを進めております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 相手国と折衝をしているということですが、オーストラリアとニュージーランドの2国に絞り込んだ理由は何でしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） オーストラリア、ニュージーランドはホッケー競技と言えそうですね、この競技における本当に世界レベルでの強豪国でもあります。先のリオオリンピックでも、それぞれ上位入賞を果たしている国でもありますし、毎回オリンピックにもですね、出場の実績を持っております。そしてまた、本町にとっては昭和63年からオーストラリアのホークスベリー市、平成7年からニュージーランドのダニーデン市の間で交換留学等の国際交流の実績を持っております。こうしたこれまでの交流を軸に、ホッケー競技を通じ交流をさらに深めていきたいということで、この2国を目下のところ選定しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 強豪国であり国際交流を進めているということですが、本町ではニュージーランド、オーストラリアと交換留学を行っています。本町から向こうへ行った派遣生が帰ってきて向こうでの体験を話す、本町に帰ってきてから本町で向こうの体験を話す。また、向こうからの交換留学生在が、ホストファミリーのもとから本町の中学校、高校に通うなどの文化交流が図られていますが、やっぱり一部の限られた人たちにしか接する機会が与えられないことが現実です。今回のホストタウン構想は、本町内のより幅広い層や分野の町民の皆様たちと接する機会がつかれるのではないかとこの部分では、本町がこれまで取り組んできた文化交流の幹をより太くする大きな意味があると考えます。町を挙げて、ぜひ頑張っていきたいと思っております。

また、ホッケーというスポーツの選択ですが、本町がホッケーの町というものもあるんですけど、この選択はすごくいいと思っております。日本においては決してメジャーとは言えないスポーツであることは、本当にいいことだと思っております。メジャースポーツと言われる野球やサッ

カー、バスケなどは、やっぱりどこの自治体や学校も力を入れたがります。中でも強豪校と言われるところに対抗していくのは、なかなか難しいです。今回も、須知高校と瑞穂中学校が全国大会に出場しましたが、中高生に勝つ喜びや、努力をして上を目指すモチベーションを持たせやすいスポーツです。日本代表女子ホッケーの世界ランクは10位ぐらいらしいので、今後の取り組み次第では、本町からオリンピック選手やメダリストが生まれることも夢ではありません。

このホストタウン構想を通じて、これがきっかけで本町の中学校、高校のホッケーの底上げにつながったりとか、また、メダリストが出たりとか、ニュージーランド、オーストラリアとの交流がより深くなるというのは、すごく望まれることですので、ぜひ登録されるよう努力をお願いします。

それでは、次の質問にいたします。

次に、須知高校の支援について質問いたします。実は、この須知高校については、何度も一般質問をしているので、知り合いの町民の方に「須知高校出身じゃないおまえが何で須高を支援していくんだ。町内の高校生は、須知高校生だけじゃないぞ。」と、「町外の高校に行っている高校生がかわいそうだ。須知高校だけ特別なのは変だ。」というような内容のことをしばしば言われます。単純に不審な奴だなと、僕に対してですけど、思う気持ちと本当に高校生なら須知高校生だけではなく、みんな平等な関係を与えてほしいという思いからの言葉だと思います。確かに、須知高校の出身でもなく、子どももない僕が須知高校にこだわっていることは、周りから見ていると不思議なのかもしれません。で、そのたびに説明しているのですが、子育ての福祉的視点からの須知高校の支援であるのはもちろん、その一方、この町、町内唯一の高校はまちづくりに絶対なくてはならないものだという立場から、須知高校を守っていきたいということを伝えます。

これから、本町が力を入れていくと「町長と語るつどい」で寺尾町長が宣言していた「就学前教育から町立の小学校、中学校そして須知高校まで一本背骨の通った京丹波町の教育理念に基づいた教育が受けられるようにする」ことはもちろんですが、よく例に出すのは、後で質問の中にある隠岐のことです。

隠岐の島の島内には、島前高校という高校があったのですが、より教育環境がよい高校を求めて島外の高校に行き、そのまま大人になって帰ってこない、また、これも調べて始めて知ったのですが、家族ごと引っ越していく、家族全員が島からいなくなるわけですから、人口がごっそり減るということが少なくない頻度で行われてきて、問題になりました。そのぐらい家庭にとって高校というのは大事なんだということを、再認識しました。引っ越し先と

して、本町を選択肢の一つに考えている特に若い家庭にとって、町に高校があるかないかは、大きな要素となり得るのではないかということです。町外から本町に住んでもらおうと望むさまざまな取り組みをしているわけですが、本町を高校のない町にしないために、町を挙げての取り組みが必要であると考えます。

丹後地域において、府立高校の再編が進められていますが、どのように進んでいますでしょうか、お願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 丹後地域においては、本年2月に「丹後地域における府立高校のあり方懇話会」というのが、府の教育委員会によって設置をされました。その6月に開催されました第3回の懇話会において、丹後地域における府立高校の今後のあり方について、府の教育委員会の基本的な考えが示された。これは新聞でも報道されたところでもあります。その後、7月には、府の教育委員会の基本的な考え方について、主として小・中学校の保護者の意見を聞くための公聴会が、この間開かれてまいりました。現在、懇話会や公聴会での意見を踏まえ、丹後地域における府立高校の今後のあり方に係る方向性について、府の教育委員会において具体的に検討されている、そういう段階だというふうに聞いております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） それでは、この口丹通学圏では、どのような方向で進んでいるのでしょうか、お願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） いわゆるこの地域、高校では口丹通学圏というふうに呼んでおりますが、いわゆる亀岡市、南丹市、京丹波町と一部京都市右京のいわゆる京北を含む地域を口丹通学圏と呼んでいます。この通学圏における府立高校のあり方検討の進捗状況でありますけれども、これは前回、前々回の議会でも報告しましたように、本年の3月18日に府の教育委員会主催で、口丹波地域における府立高校のあり方懇話会が開催をされました。この地域の府立高校の校長、小中学校の校長の代表、PTAの代表、そして管内2市1町、教育委員会の教育長、そして関連する地域の企業の代表等によりの参加で開催をされました。そしてその場で、今年度内に口丹通学圏のそれぞれの高校のあり方の検討を始めるという説明が、その場で行われました。この懇話会を受けまして、来月10月ごろから各高校ごとにあり方を検討する会議を開くという予定であるというふうに伺っております。須知高校に関する検討の会議についても、10月開催をめぐりに現在準備をしていると、府の教育委員会からはそ

のように聞いております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 僕はこの件について、本当に急務だと考える理由の一つとして、高校の統廃合があります。それぞれの学校のあり方について検討をするということですが、教育長としてどういう方向で臨もうとしていますか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 6月の議会においても、同じ質問を受けております。基本的には変わっておりません。町長の諮問機関として設置をされました京丹波町における須知高校のあり方懇話会、そこで3月に出されました提言の趣旨を踏まえると。そしてその提言の根幹であります須知高校は京丹波町にとってなくてはならない府立高校との立場、そして須知高校が存続することはもちろんであります。食の町京丹波町にふさわしい特色ある高校として、さらなる充実を求め、地元の中学生はもとよりであります。京都府内各地から入学したい高校となるよう、そういう立場で臨んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 京丹波町にとってなくてはならない立場というのは、僕も何度か町長に質問をして答えをいただいています。それに沿って進めていくということですが、町の支援ということについて、少し考えていきたいなというふうに思います。

教育長と雑談の中で、いろいろな視察をしている話を聞かせていただいています。三重の高校レストラン、あと下川町の高校も視察に行かれたようですが、今回はその中で島根県の隠岐島前高校のことについて、お聞きしたいなというふうに思います。

町が県立高校をバックアップし、県立高校が町の活性化に貢献している最も知られている成功事例の一つに、島根県立隠岐島前高校と海士町との関係があります。以前の海士町は、人口規模や産業別就労比率、若年層の町外流出による少子高齢化など、現在の本町に類似している部分も多いと聞いていました。教育長も特別参与就任時に海士町に視察に訪れたと聞いていますが、どのようなことを学んだんでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 教育長以前、特別参与でありました平成27年の9月にちょうど私の特命事項の一つに須知高校の課題が与えられておりましたので、京丹波町における須知高校のあり方検討の一環として、ただいまご紹介をいただきました島根県立隠岐島前高校と、

その高校が設置をされております海士町を視察をしてみいました。

同隠岐島前高校は、隠岐島前、隠岐は島前と島後と、大きい島は島後ですが、島前には三つの島がございますが、その隠岐島前の唯一の県立高校でありました。規模は1学年2クラス、80名を定員とするそういう規模であります。島前の3島は二つの町と一つの村から成っている島でありました。人口の合計は、およそ9,000人の2町1村で9,000人でありました。平成20年にはその三つの島の中学3年生が50名を切るという時代であったと、そしてそのうち島前高校への入学生も28名ということになり、すなわち20名ほどがですね、その3島以外、外の高校に入学すると、そういう事態になりました。それは島前高校にとってははいよいよ廃校が現実的な課題になってきたというふうに、当時の町の関係者はそう受け止めたようであります。

仮にその島前高校が廃止をされますと、島根県の本州側の高校に入学するということになります。この本州側に行くにはですね、フェリーで3時間30分かかります。ということは、当然のことながら通学することは不可能ということになります。したがって、高校がなくなると、ほとんど15歳以上の中学校卒業した人は全部本州の高校へ行くこととなります。そして、これまでも高校生が本州側の高校に行くときに、経済的理由でその家族はそれを機に、一緒に島根の本州側に移転をするということが多かったということでありました。

したがって、高校がなくなると15歳以上の高校生、そしてその保護者であります30歳代、40歳代の働き手の家族も一緒に島から出て行ってしまうと、これは高校の問題であると同時に、島の、町の存立そのもの、町にとっては壊滅的な状況を生み出すというふうに町の関係者はそういうふうに受け止めていたということでありました。

そこで、何としてもこの島前高校をですね、存続させる。町を存続させるために、平成21年からこの三つの町と村が一体になりまして、コーディネーターを招き、まずは地元の子どもが行きたくなる高校にすること。そして、島外からも留学したくなる高校を目指した高校改革を始めるということで、隠岐島前高校魅力化プロジェクトというプロジェクトが始まったと聞きました。

具体的には、学習内容の大胆な改革、すなわち島全体をフィールドにした地域共働型の島学習、あるいは夢ゼミ、また「隠岐国学習センター」という俗に言われますいわゆる公営塾を町が設置をいたしまして、10名ほどの若い学習支援者を東京や本州側から集め、学力と大学進学保障、そして島外からの留学生を集める島留学制度の開始など、当時の町の当局者からはですね、そのために年間5,000万円ほどの投資もしておりますという話でありました。

こうした取り組みの結果、平成27年度には、その定員80名が全て埋まったということでありました。埋まったどころか、定員のうちの30%、24名ですね、これは島外からの入学枠として設定をされているのでありますが、この24名に何と全国から55名の応募があったと、これは当時島根県では、競争率ナンバーワンの高校になったと。島根県の進学校よりも、ここのいわゆる30%枠にですね、応募があったと、そういうところまで進展ができた、こんな話を聞いてまいりました。

この隠岐島前高校の事例から、その当時私が、私なりに学びましたことは、これは単なる高校の支援というレベルの話ではないなど。今問題になっております地域創生と言いますのか、地域の存立をかけた、まさに地域創生の課題として高校の問題が位置づけられていると、これは先ほど北尾議員さんがですね、冒頭おっしゃった、私ども全く同感であります。したがって高校の視点を通じ、隠岐島前では人口流出が減少し、むしろ社会的な増減では人口の増加に転じた、これは海士町の町長さんも説明に来ていただいて、町長さんからそんな話も聞きました。そうした覚悟で臨んだからこそ、高校の存続を確実なものとし、同時にまちづくりの地域創生のモデルにされたのではないかと、そんな思いで帰ってまいりました。

日本中でこれ以上厳しい状況、環境にある隠岐でできたのであるから、他の地域はまだ恵まれた状況だと、京丹波町も多分そうだろうと私は思っています。できないことはないなど、そういうことを思いながら帰ってまいりました。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 結構びっくりすることがいっぱいありますね。80人のうちもう今までは50名を切る中で、半分ぐらいが島外に出て行ったのが、取り組みを始めてから80人のうち24人、島外から生徒が集まって来ます。24人と言っても、55人の応募があったということなので、もうふるい落とされた人たちが島外から来るような形になっていますね。本当にびっくりします。

あと、町がこれ町ですかね、町が年間5,000万円の支援を、県立の高校にしているということです。これも、うちでいうと京丹波町が須知高校を支援するということなので、余り金額的な部分では考えられないような支援の仕方かなというふうに思います。

あとちょっと調べてみたんですけども、下川町も寮に入るのに入学準備金を町が支援したりとかしていますけど、教育長ちょっと答えづらい質問なのかもしれないですけど、具体的に例えばこう下川町とか島前高校と同じようなものでないにしろ、具体的に何か須知高校がこういうふうになっていくようなイメージというのはありますでしょうか、お願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） その中身については、京丹波町における須知高校のあり方懇話会でですね、本当にさまざまな視点から、三つの視点からの提言が既に出されています。その規模だとか、金額の問題は別として、本質的にはその三つのですね、提言の趣旨に沿って行われればですね、須知高校が本当に魅力のある高校として存在感を発揮できるのではないかと、そういう点では提言をしっかりと具現化することが大事ではないかと。基本的な精神は、下川につけこの隠岐の島前高校の取り組みにも、基本的な部分では同じだとそんなふう感じております。

ちょっと質問の答えになっていないかもしれませんが、以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 置かれている状況なんかもすごく似ていると思います。似ているどころか、京丹波町よりも隠岐っていう島なんで、物理的にもすごく外から入って行きづらいものですし、あと下川町も僕行ったことないんですけど、地図で見る限り本当にこう都市部から離れたところなので、京丹波町よりも条件が悪い中で成功しているというので、教育長が言われるように、京丹波町も須知高校も外からの誘惑というのは、絶対にできないことはないと思いますので、取り組んでいきたいと思います。

それでは、須知高校教育活性化推進協議会の委員構成と目的をお願いします。これ、新聞に少し報道があったんですけど、お願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 京丹波町における須知高校のあり方懇話会において、町の唯一の府立高校であります須知高校のあり方について議論をいただき、この3月に先ほど申しましたように提言書をいただきました。本町としては、この意見提言書を踏まえるとともに、町内唯一の高等教育機関であります須知高校と一体となって事業を図っていくことが、町にとっても須知高校にとってもお互いに有益であると、そういう立場で考えております。

こうした経過や考え方に基づいて、須知高校との連携を深めている中、このたび生徒の進路実現及びまちづくりに有用な人材の育成を目的として、須知高校教育活性化推進協議会を立ち上げていただいたところであります。

委員構成は、須知高校の校長を初め学校の教員、PTA会長、同窓会長、そして町内の小中学校校長会の代表、そして京丹波町からは町長、教育長等理事者を含め11名で構成をされ、須知高校に事務局を置くことになっております。

8月4日に初会合が開かれ、本推進協議会の会長として中西和之同窓会長、副会長には樹

山静雄町参与が選任されたところであります。

なお、6月議会で議決をいただいた須知高校教育振興対策交付金につきましては、この交付金により生徒の進路の開拓、進路実現、そしてまちづくりに有用な人材育成とその確保が図られるよう支援をしていきたいと考えております。

同時に地域に開かれ、地域とともに歩む須知高校としてさらなる教育の充実発展に向け、連携を今後とも努めていきたいとそんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 今ありました振興交付金の金額と目的、使い道がありましたらお願いいたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 先ほどの教育長の答弁の中にもありました交付金ですけれど、須知高校全体の学力向上、それから進路等の進路保障に寄与するとともに、町内中学校における須知高校への進学率の向上、広域的な生徒募集と生徒の確保につなげ、学校全体の活性化を図ることを目的に交付しようというものでございます。

金額につきましては、6月に補正予算としてお願いしました額が20万円でございます。英語検定の受験に必要な経費として活用いただくように支援するものでございます。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 島前高校でも、隠岐島前高校ですけど、公営塾というのをやって、これで大学進学すごく上がっている、大学の進学率がすごく上がったことであるように、英検2級以上をターゲットとして20万円、大学入試に有利になるということで、出すということになっています。

ちょっと新聞報道で長谷川校長が府立高に地元行政の交付金があるのは、府内では本校だけではないだろうか、地域とともに歩む須知高校の魅力の一つとして活用したいというふうにコメントを出されています。今、5,000万円町が高校を支援している県立高校を支援している島前高校の例が出させていただきましたが、20万円という金額で、5,000万円に比べたらすごく少なく感じるかもしれないんですけど、でも府内で唯一支援しているということとか、この一歩目というのは僕はすごく評価したいなと思いますので、これから町としてしっかりと高校を支援するということが、高校が今度まちづくりにつながるということを考えながら、やっていきたいと思っています。

それでは、本町は農林業などの第1次産業を守り、第2次産業である製造業の誘致に力を入れています。しかし、卒業生の就労先としてはサービス業などの第3次産業の拡大も必要ではないかと思えます。町としてどのように考えていますか、お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高校生の就労環境として第1次産業、第2次産業に加えまして第3次産業の拡大というものも必要であると認識していますが、同時に高校生たちが将来の職業を考える上で京丹波町内にあってもさまざまな働き方の選択肢や可能性が広がっているということを実感できる、そういう環境を行政、学校、企業、地域が連携していくことは重要であると考えております。

高校卒業後の進路というものは、若い世代が京丹波町に定住するのかどうかの人生最初の分岐点でもあります。そのときに地域の企業や事業所のことを知った上で、あるいは町内でも多様な働き方や生き方が可能であることを知った上で、高校生たちがさまざまな選択肢の中から自分の進路決定ができ、そういう環境づくりや人材育成を地域一体となって構築していく必要があると考えております。

具体的な動きとしましては、須知高校のあり方懇話会の意見提言書に基づき、学校、行政、企業や地域が連携した取り組みとして、「京丹波の未来を担う人材育成プログラム『高校生キャリアアップ事業』」というものを、須知高校にも提案しております。

例えば、町内で活躍しておられる経営者や起業家の方々を講師として、キャリアアップセミナーの実施や、町内の事業所・企業として連携してインターンシップの実施、あるいは地域資源や地域のさまざまな課題を題材として、高校生たちが地域のことを探求できる学習機会を、地域や企業、行政が一体となって提供する「地域探求ゼミ」などの取り組みを、今後、高校とも相談しながら順次進めていきたいと考えておりますし、こうした取り組みを通じて、須知高校の魅力アップ及び地域への愛着と誇りの醸成、あるいは地域を担う人材育成の場を創出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 今、答弁の最初のほうにありましたように、やっぱり卒業生に多様な選択肢を与えるというのはすごく大事だと思います。僕も含めて、他の議員さんも今日いろいろ質問の中で、やっぱり第1次産業を守るようなことが、農業を林業を守るような質問というのはすごく自然にしやすいですし、後、工場誘致、企業誘致と言われますけれど、とりあえず多くの人を雇ってもらえるような製造業の工場誘致というもの、ずっと力を入れ

ています。こういうのに関しては、100%僕は賛成です。もう、0.何%も反対はないです。100%賛成ですが、若い人たちが卒業してから都市部に出ていく、京都、東京、大阪に出ていくというのは、京都、東京、大阪、京都市内ですね、工場があるから出ていくわけでは絶対にはないと思います。やっぱり、都会でのいろいろな便利な生活、周りで買い物できたりとか、ご飯を食べに行ったりする場所が周りにあるようなところに憧れる。または、職業で言うとやっぱりサービス業に憧れて出ていくという部分がすごく多いと思いますし、それは一定認めなきゃいけないんだらうなというふうに、思います。でも、選択肢の1つにサービス業をしっかりと頭に置いて拡充していくというのが大事だということで、別に1次産業、2次産業が大事じゃないと言っているのではないということは、わかっていただきたいなというふうに思います。

で、ちょっと今日とか後、何日か前の全員協議会でもそうなんですけど、少し違和感があったのは、やっぱり京丹波町で第3次産業、働き先としてまたは経済効果の源としての第3次産業を力入れていきたいなと思ったときに、成功例としてやっぱり道の駅「丹波マーカー」に6億700万円、町が助けて今も存続している、これから膨らませていけるといのがすごく大事だったなと。パーキングエリアのところに「京丹波 味夢の里」という商業施設ができました。これも、働く場所もそうだし、経済効果としても最近報告がありましたように、経済効果としても物すごく大きかった。

で、もう1つ大きいなと思ったのは、トレーニングセンターを誘致してつくった。これは、300人泊まれる宿泊施設もついているんで、1日300人が来て、それが1年でどのぐらいになるんだらうと、その人たちがこの周りにお金を落としたりしたらどのぐらいになるんだらう、そのときにサービス業というのは、多分周りにまたいろいろ広がっていくんだらうな、飲食店ができたりとか何か物を売ることができたり、そういうところでサービス業というのは雇用が発生していくんだらうなと思ったときに、今挙げた3つというのはすごく大事だなというふうに感じます。

一番最後、須知高校の支援に何でこの質問を入れたんだらうと不思議に思うかもしれないんですけど、やっぱり高校卒業する人たちというのは、サービス業というのも求めているんだと、そこは町としてもしっかりと取り組んでいただきたいなと思うので、この質問を入れました。

高校を支援すると言いますが、先ほど教育長の答弁にありましたように、高校を支援するというのもう相互の関係です。高校を支援することが、高校が今度まちづくりに絶対につながるということを、皆さんに共通認識としてこれからも僕、広く町民の皆さんにわかっ

ていただくために頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで北尾潤君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。よって本日はこれをもって散会します。

次の本会議は27日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時44分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 岩田恵一

〃 署名議員 北尾潤